

## 資料集 目次

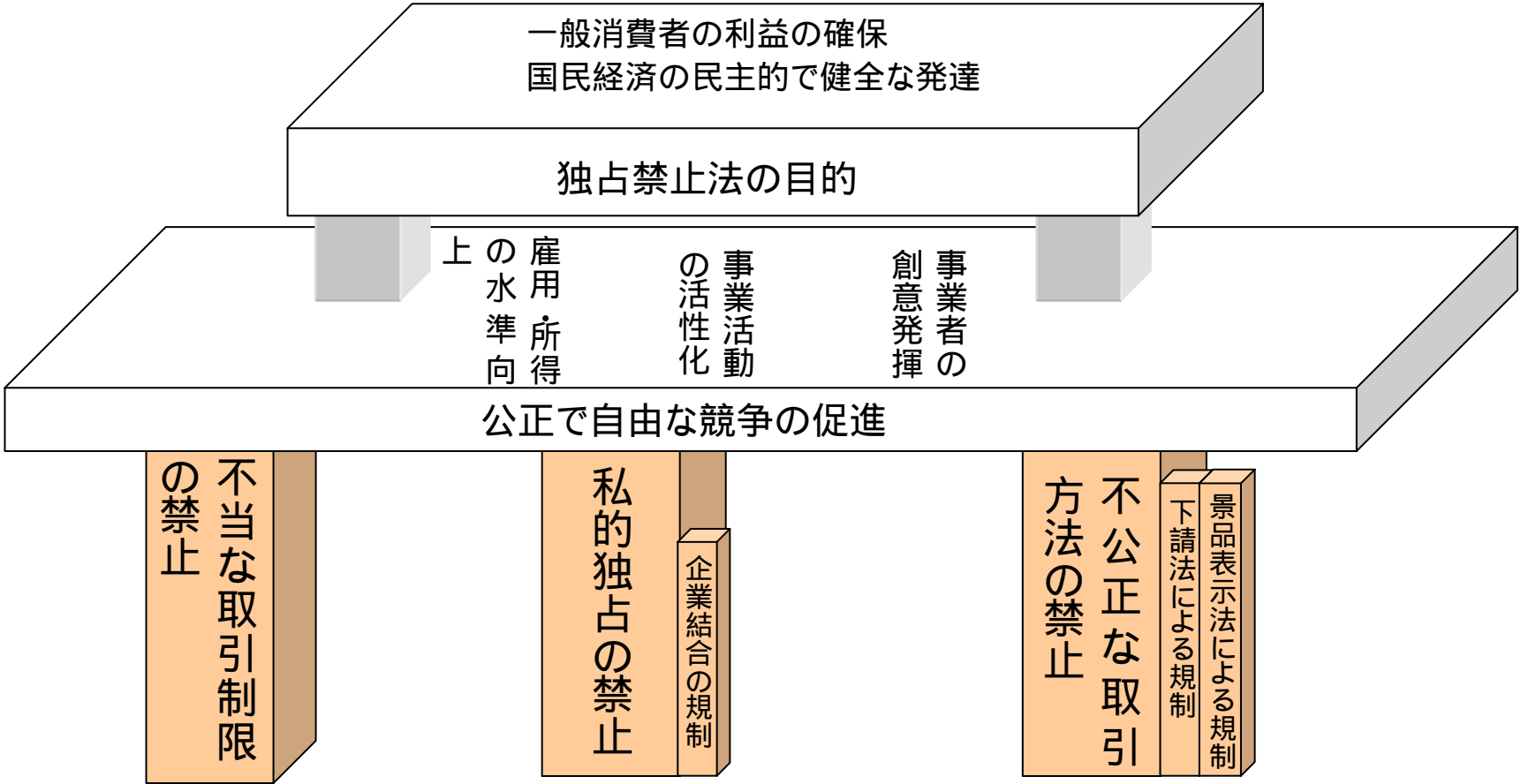
資料 1	独占禁止法の概要	1
資料 2	改正独占禁止法の施行状況	11
資料 3	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議	21
資料 4	二重処罰に係る判例・学説の概要	25
資料 5	カルテル規制に係る違反抑止制度等の国際比較	30
資料 6	独占禁止法と証券取引法の課徴金及び刑事罰の比較	32
資料 7	EC 競争法の Fine と現行課徴金の賦課・金額の算定に際して考慮される要素の比較	33
資料 8	米国反トラスト法違反の罰金額の算定方法	36
資料 9	主要国の金銭的不利益処分の算定における企業の法令遵守の取組の取扱い	37
資料 10	主要国における金銭的不利益処分と損害賠償の関係についての考え方	42
資料 11	我が国における主な審判手続の概要	44
資料 12	主要国競争法における手続の流れ	45
資料 13	緊急停止命令の概要及び請求事例	46
資料 14	審判官審判における審判官と委員会との関係	47
資料 15	EC 競争法における事件書類閲覧について	48
資料 16	証券取引・国税に係る行政調査権限比較	50
資料 17	独占禁止法における差止請求制度に係る国会答弁	55
資料 18	主要国における違反抑止制度の概要（一般）	56
資料 19	主要国における違反抑止制度（競争法）	62
資料 20	不公正な取引方法相当規制（販売規制、優越的地位濫用規制及び再販売価格拘束規制）の概要	69
資料 21	開催状況	72
資料 22	「独占禁止法基本問題懇談会」の開催について	75

\* 懇談会で使用した資料のうち、報告書と特に関連する資料を抜粋、編集したものである。

# 独占禁止法の概要

## 独占禁止法第1条

私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。



## 禁止規定

不当な取引制限・・・事業者が他の事業者と共同して、商品や役務の価格や生産・販売数量などを制限する協定、合意等により、市場における競争を実質的に制限することをいう。その制限しようとする内容によって、価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテル、入札談合などがある。

## 私的独占

排除型・・・事業者が単独で又は他の事業者と共同して、新規参入を妨害したり、既存の事業者を市場から退出させるなど、他の事業者の事業活動を排除することで、市場における競争を実質的に制限することをいう。

支配型・・・事業者が単独で又は他の事業者と共同して、他の事業者の事業活動を支配することで、その市場の価格や数量等を制限して、市場における競争を実質的に制限することをいう。

不公正な取引方法・・・公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、公正取引委員会が指定するものをいう。この指定には、すべての業種に適用される「一般指定」と、特定の業種にだけ適用される「特殊指定」とがある。一般指定では、16の行為類型が不公正な取引方法として指定されている。例えば、取引拒絶、不当廉売、再販売価格拘束、ぎまんの顧客誘引、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用などがある。

独占禁止法違反行為の類型ごとに執られ得る独占禁止法上の執行手段の比較

		行政上の措置		刑事上の措置		民事上の措置	
		排除措置 命令	課徴金 納付命令	実体規定 違反	確定排除措置 命令違反	差止請求 訴訟	損害賠償 請求訴訟
不当な取引制限 (カルテル、入札談合)						×	
私的独占	支配型					×	
	排除型		×			×	
不公正な取引方法			×	×			

## 独占禁止法における行政上の措置等

### ・ 排除措置命令

独占禁止法違反行為の取り止め、同様の行為を行わない旨の取引先等への周知徹底、再発を防止するための措置を講じること等を命じ、独占禁止法違反行為によってもたらされた競争制限状態の除去及び将来的な競争秩序の回復・維持を目的とする行政上の措置。

### ・ 課徴金納付命令

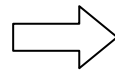
対価に係る不当な取引制限及び私的独占（支配型）等を行った違反事業者に対し、金銭の納付を命じて違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の抑止効果を強化することを目的とする行政上の措置。

課徴金額の算定に当たっての考え方は、違反行為による「不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組み」であるとされており、具体的な算定にあっては、「（最大過去 3 年までの）違反対象に関連する商品等の売上高」に法で定められた一定の率を乗じるという方法を採用している。

平成 17 年改正においては、課徴金算定率が原則 6% から 10% に引き上げられている。また、抑止に必要な水準を確保するため、違反行為を繰り返している事業者に対しては加算算定率が、また違反行為からの早期離脱を促すため、調査開始前に短期間で違反行為をやめた事業者に対しては軽減算定率が適用される仕組みとなっている（具体的な算定率については下欄のとおり。）

（旧法）

	大企業	中小企業
製造業等	6%	3%
小売業	2%	1%
卸売業	1%	1%



（現行法）

	大企業		中小企業	
製造業等	10%	15%（繰返違反） 8%（早期離脱）	4%	6%（繰返違反） 3.2%（早期離脱）
小売業	3%	4.5%（繰返違反） 2.4%（早期離脱）	1.2%	1.8%（繰返違反） 1%（早期離脱）
卸売業	2%	3%（繰返違反） 1.6%（早期離脱）	1%	1.5%（繰返違反） 0.8%（早期離脱）

加えて、課徴金減免制度が導入され、違反事業者が単独で、自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合、申請順に従い、合計 3 社までの事業者に対して行う課徴金納付命令額を免除・減額することとされている（申請順と減算額等については下欄のとおり。）

申請順位	免除・減額
調査開始前の最初の申請者	免除
調査開始前の 2 番目の申請者	50%減額
調査開始前の 3 番目の申請者	30%減額
調査開始後の申請者 (調査開始前と合わせて 3 社まで)	30%減額

#### ・警告 / 注意

警告は排除措置命令等を執るに足る証拠が得られなかった場合で違反の疑いがあるときに、その関係事業者に対して是正措置を採るよう指導するもの。注意は違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合に、未然防止を図る観点から行うもの。

#### ・緊急停止命令の申立て

公正取引委員会が緊急の必要があると認めるときは、東京高等裁判所に対して、違反の疑いのある行為の一時停止等を求めることができる制度。

## 行政手続

### ・行政調査権限

公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、職員を審査官に指定し、事件関係人等に出頭を命じて審尋したり、必要な場所に立ち入り、物件の検査等をさせることができる。

### ・事前手続

公正取引委員会は、排除措置命令等の発出に先立って、名宛人事業者に対して、認定した事実等を基礎付けるために必要な証拠を示して命令案の説明を行い、また当該事業者に対当該命令案に対する意見申述・証拠提出の機会を付与する。事前手続の結果を踏まえて、必要に応じて命令案の変更を行うことがある。

### ・審判請求

名宛人事業者が、排除措置命令等の内容（作為・不作為の内容、納付すべき金額）命令の根拠となる事実認定、違反行為の存否を争う場合には、（市場構造等を踏まえて違法性の判断をする必要性、判断の統一性を確保する政策的必要性から）公正取引委員会に対して審判請求を行い、不服審査としての審判が開始されることになる。

なお、審判係争中、排除措置命令及び課徴金納付命令の効力は失効することなく存続する。特に課徴金納付命令については、納期限の翌日から課徴金額に延滞金が上乘せされることとなる。

### ・委員会審判 / 審判官審判

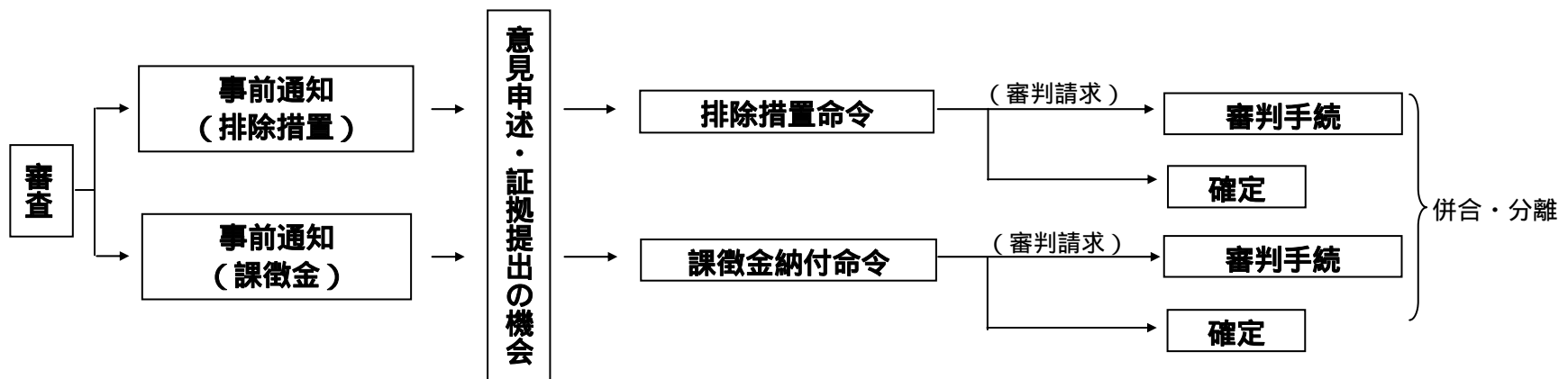
審判には、公正取引委員会自らが行う委員会審判と事務総局からは独立した審判官が行う審判官審判がある。実務上、審判手続に係る膨大な仕事量にかんがみて及び処分者たる委員会自身が審判を行う場合よりも一層の中立性を確保するために、審判官により審判手続が行われるのが通常である。審判官審判における公正性等の確保のため、審判官の行う事務は、事務総長の統理の範囲外とされ、また審判官は過去に自ら審査官として関与した事案の審判を担当しない旨の規定など、審判官の独立性、中立性について配慮され位置付けとなっている。審判官の定数は政令により7人と定められている（平成19年6月現在、4人の法曹資格者が含まれている。）。審判官審判は基本

的に審判官の合議により行われ、審判長として指名された審判官は、委員会が定めた審判規則に則って、期日指定、審尋、証拠調べ、文書等提出命令等を指揮して審判を進行する。審理を経た後、審判官は、審決案を作成し、委員会に提出すると同時に審査官及び被審人に対しても送達する。委員会は、送達後に審査官及び被審人による異議申立て、被審人による直接陳述が行われる場合にはそれらを踏まえて、審決を行うこととなる。

なお、排除措置命令、課徴金納付命令、行政調査における審査官の処分等については、行政手続法の規定の適用は除外され、また行政不服審査法による不服の申立ては制限されている。

### ・ 審決

審決には、不適法な審判請求を却下するもの、審判請求を棄却するもの、審判請求を容認し、原処分の全部又は一部の取消し・原処分の変更をするもの、原処分時には既に違反行為がなくなっていることを明らかにするもの（違法宣言審決）がある。審決は、被審人等への送達によって効力を生じることとなる。



### ・ 審決取消訴訟

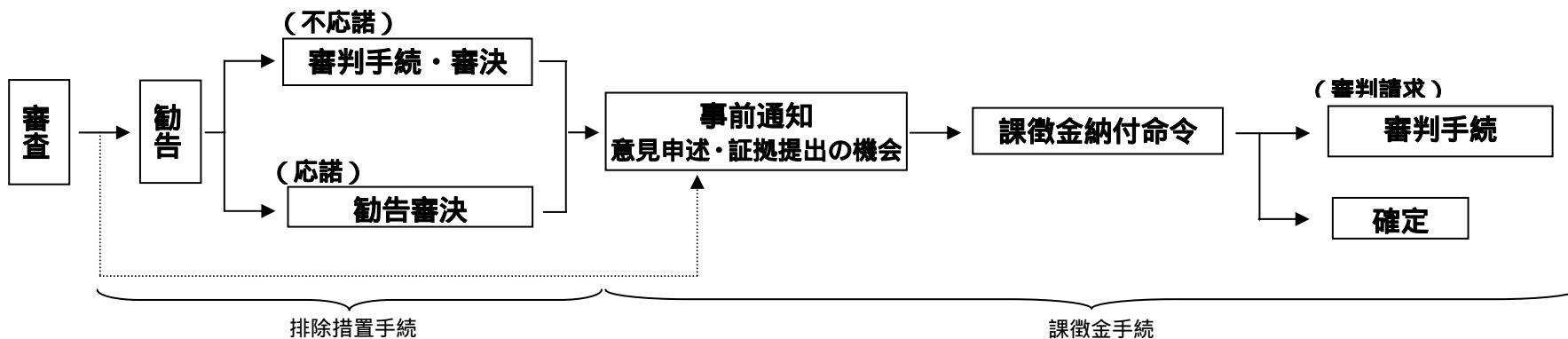
委員会が行った審決を不服とする事業者は、裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。このときの司法管轄は東京高等裁判所であ



る（審級省略）。審決取消訴訟においては、公正取引委員会の認定事実について、裁判所が合理的であると認める場合には、その判断を拘束するという実質的証拠法則が適用され、また新証拠の提出が制限される。この審決取消訴訟は行政事件訴訟法に則って審理される。

（平成 17 年改正前の手続）

平成 17 年改正前においては、公正取引委員会が行政上の措置を執るに当たっての基本的な手続は、審判手続による審理を経て、審決で措置を命じるという仕組みであった（事前審査型審判方式）が、違反事件の解決の効率化を図るなどの目的から、いわゆる勧告制度が採られていた。すなわち、まずは事業者に対して措置を執るよう勧告を行い（この場合、事前手続は行われぬ。また、勧告の時点では効力は伴わない。）当該勧告を応諾する場合には審判手続を省略して審決（勧告審決）し、他方、応諾しなかった場合には、公正取引委員会が審判開始決定を行い、審判による審理を経た後に審決（審判審決）を行うという仕組みとなっていた。



## 独占禁止法における刑事上の措置

### ・直罰規定

国民生活に広範な影響を及ぼす悪質・重大事案、違反が反復して行われる、排除措置に従わないなど行政処分では法目的を達成できない事案については、公正取引委員会は、検事総長に事業者（法人）等及び実行行為者たる個人を積極的に刑事告発する（したがって、価格カルテル等の独占禁止法違反を行った事業者は、同一の事件について課徴金と刑事罰が併科され得るということになる。）。このとき、罰金刑の確定裁判があるときは、当該罰金額の半額が課徴金額から控除される（既に課徴金納付命令が出ている場合には、当該額を控除した額の納付を命じる審決が新たに出されることとなる。）。

### ・両罰規定

刑事上の行為（犯罪）の主体者は自然人であることが原則であるところ、独占禁止法により禁止される行為の主体は事業者等であるため、非自然人たる法人事業者は処罰の対象から外れてしまうので、これを補完して法人を処罰するための規定。判例に拠れば、処罰根拠は違法行為を行った実行犯たる自然人（従業員）に係る法人の選任・監督義務違反（当該違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかったことについての過失を推定する）に求められている。

### ・間接罰規定（確定排除措置命令違反罪 / 検査忌避罪）

命令の実効性を十分に確保するため、確定した排除措置命令の内容に違反した場合には、刑事罰が科されることがある（他方、課徴金納付命令には、督促を経た後に国税滞納処分の例により強制徴収することができる旨の規定がある。）。また、審査官が行政調査手続において行った出頭命令、立入検査、提出命令等については、事件関係人がこれらの処分を忌避等した場合にも刑事罰が科される。

なお、平成 17 年改正においては、上記の確定排除措置命令違反に係る罪の罰則について、法人重科規定を導入し、罰金額の上限を 300 万円から 5 億円に引き上げている。

## 刑事手続

刑事上の措置に係る手続は、刑事訴訟法及び独占禁止法における犯則調査に係る規定に則り進められる。

### ・ 裁判管轄

直罰規定に係る司法管轄権は地方裁判所に属する。平成 17 年改正前は、私的独占や不当な取引制限の罪等の第一審についての専属管轄権は、東京高等裁判所に属していた。しかし、刑事事件で審級が省略されている罪は内乱罪のみであり、今後とも内乱罪のような特殊な犯罪と同様に被告人から審級の利益を奪うことの妥当性について疑問があるとの考え方などから、平成 17 年改正後、第一審の司法管轄は全国の地方裁判所に拡大されている。

## 独占禁止法における民事上の措置

### ・ 差止請求制度

不公正な取引方法に係る独占禁止法違反行為によって、その利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該行為者に対し、その侵害の停止又は予防（差止め）を請求することができる。

## 改正独占禁止法の施行状況

## 1. 課徴金制度の見直しについて

改正法の課徴金算定率が適用された事例(平成19年5月末時点)

- ・ 内装工事用けい酸カルシウム板の製造販売業者に対する課徴金納付命令(平成19年5月24日)において、改正法施行日以後に行われていた違反行為については10%の算定率を適用

< 最近の課徴金納付命令の運用状況 >

年度	事件数 (注1)	納付命令数(注2) (対象事業者数)	課徴金額 (単位:万円)
平成14年	37	561	433,400
15年	24	468	386,712
16年	26	219	1,115,029
17年	20	399	1,887,014
18年	13	158	926,367
19年 (4~5月)	3	10	87,848

(注1) 事件の関係人の一部のみを対象として納付を命じる場合(一部の関係人について審判が行われたため関係人によって課徴金の納付を命じた時期が異なった場合等)には、最初の課徴金納付命令が行われた年度に事件数を計上している。

(注2) 旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

## 2. 課徴金減免制度の適用状況

- 平成18年1月4日から平成19年3月31日までの間に、同制度に基づく課徴金減免申請は105件(平成18年度においては79件)

### < 課徴金減免制度が適用された事例 >

課徴金減免制度を適用したことを公表した事件一覧(平成19年5月末時点)

件名	適用公表日	対象事業者数
旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事入札談合事件	平成18年9月8日	3社
国土交通省各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
国土交通省各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
農林水産省各農政局が発注する特定水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
名古屋市営地下鉄に係る土木工事入札談合事件	平成19年3月20日	1社
近畿地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事入札談合事件	平成19年5月11日	2社
内装工事用けい酸カルシウム板価格カルテル事件	平成19年5月24日	2社

申請者について告発を行わなかったことにつき公表を行ったものであり、平成19年5月末時点において、課徴金納付命令を行っていない。

### 3. 犯則調査権限の運用状況

- 公取委が刑事告発を行った事案(平成18年1月以降、平成19年5月末時点)
- ・ し尿処理施設建設工事の入札談合事件
    - ➔ 法人11社及び受注業務従事者11名を検事総長に告発  
(平成18年5月23日及び6月12日)
  - ・ 名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札談合事件
    - ➔ 法人5社及び受注業務従事者5名を検事総長に告発  
(平成19年2月28日及び3月20日)
  - ・ 独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件
    - ➔ 4法人を検事総長に告発  
(平成19年5月24日)

#### 行政調査部門とのファイアーウォールの設置

- ・ 犯則調査部門として「犯則審査部」を新設し、所掌事務を明確に分離(組織令の改正)
- ・ 犯則事件の調査を行う職員の指定は「犯則審査部」の職員についてしか行えない旨を規定(犯則規則の制定)
- ・ 「犯則審査部」の職員は行政調査権限を行使する審査官には指定できない旨を規定(審査官指定政令の改正)
- ・ 犯則事件の端緒となる事実接した場合、委員会が犯則調査を開始するかどうか判断する旨を規定(犯則規則の制定)
- ・ 行政調査事案において接した事実が犯則事件の端緒となると思料される場合、行政調査を行う審査官は、当該事実を直接「犯則審査部」の職員に報告してはならない旨を規定(犯則規則の制定)

< 告発方針の概要 > (平成17年10月7日)

1 告発に関する方針

(1) 法改正後においても、

ア 国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている、排除措置に従わないなど行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発。

(2) ただし、課徴金減免制度が導入されたことに伴い、同制度を有効に機能させる観点から、次の者については告発を行わないこととする。

ア 調査開始日前に最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者(ただし、当該報告又は資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと及び他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと(独占禁止法第7条の2第12項各号)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。)

イ 当該事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

## 4. 審査・審判手続等の見直しについて

### 4 - 1. 審査手続について

#### < 審査段階における手続 >

- ・ 被疑事実等の告知  
立入検査の際に、事件名、被疑事実の要旨、関係法条を記載した文書を交付
- ・ 提出命令対象物件の閲覧・謄写
  - 原則として閲覧・謄写可能な旨公取委規則で明確化
  - 閲覧・謄写を拒否した例はない

#### < 排除措置命令等の事前手続 >

- 排除措置命令・課徴金納付命令
- ・ 排除措置命令等の事前通知
- ・ 名宛人に対し、意見を述べ証拠を提出する機会の付与
  - 通知から意見申述期限までの期間は、通常、平均約25日間(平成18年度)
- ・ 申出があった場合等には、命令案、認定事実を基礎付けるために必要な証拠を説明
  - 代理人弁護士同席の上で命令案等の説明
  - 事業者多数の場合、すべての事前説明に複数日を要したケースも
  - 事業者が地方に所在する場合、地方で事前説明を行う場合も
  - 事業者の秘密等の問題が生じない範囲内で他の関係人に関する証拠も説明
- ・ 事前手続において、事業者から提出された意見を踏まえ、命令等を行う
  - 事前手続の開始から排除措置命令等までには、平均約40日間を要する(平成18年度)
  - 提出された意見を踏まえ、排除措置命令案の名宛人とされていた事業者に対して、排除措置を命じないこととした事例も存在する。
- 警告
- ・ 警告における事前手続
  - 事前に警告書案を手交し警告内容の説明
  - 意見を述べ、証拠を提出する機会を付与



## 4 - 2 . 独占禁止法違反行為等に対する改正法施行後の事件処理状況

		行為類型	件数
法的措置	排除措置命令及び 課徴金納付命令	入札談合	9件
		価格カルテル	4件
	排除措置命令	不当廉売	1件
		再販売価格の拘束	1件
		優越的地位の濫用	2件
	排除措置命令を行わない 課徴金納付命令	入札談合	1件
合計			18件

		行為類型	件数
警告	私的独占		1件
	事業者団体による競争制限行為		5件
	不当廉売		1件
	拘束条件付取引		2件
	優越的地位の濫用		1件
	合計		

平成18年1月から平成19年5月末までの事件処理状況

## 4 - 3 . 審判手続について

### < 適正な審判手続の確保 >

- ・ 事前手続段階での一定の手続保障・情報開示
  - 被審人側にとって審判開始時点での争点特定が従来より容易
- ・ 審判冒頭手続で被審人側の審判請求の趣旨等に対応した審査官側の答弁
  - 早期に実態に即した議論が可能
- ・ 改正後においても適正手続の要請に的確に対応
  - 原処分判断に全く関与していない審判官が新審判規則に従って適正な手続

### < 新法における審判の運用状況 >

沖縄県発注の建設工事に係る入札談合事件(平成18年3月29日排除措置命令・課徴金納付命令)

- ・ 排除措置命令対象の103社中3社が、課徴金納付命令対象の72社中8社(前記3社を含む。)がそれぞれ審判請求(合計11件の審判請求)
- ・ 審判請求書において審判請求の理由を明確化
- ・ 争点が共通している審判の併合
  - 排除措置命令関係3件と課徴金納付命令関係3件の計6件を併合
  - その他課徴金納付命令審判3件を併合
    - 11件の審判が併合後4件に

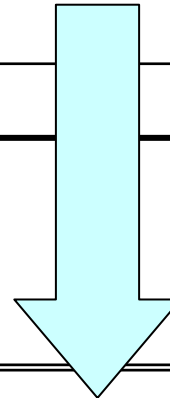
## < 審判事件における担当審判官の構成 >

< 平成19年5月末時点 >

	件数	法曹資格者数が 担当する件数	法曹資格者数別件数
単独審判	1件(注1)	0件	-
合議体審判(3人)	96件(注2)	96件	1人: 62件
			2人: 34件
			3人: 0件
合計	97件		

(注1) 課徴金審判であり、本年3月7日に既に結審している。

(注2) うち7件は景品表示法違反事件に関するもの。



合議体審判については、

- ・ すべての審判に法曹資格者が担当審判官として含まれている。
- ・ 74件で法曹資格者が審判長になっている。

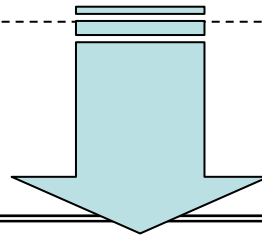
## < 審判が開始される割合 >

### 審判が開始される割合の大幅な低下

旧法での審判開始比率：約17.6%  
(平成15年度～平成18年度で延べ2519社中443社)

勧告に対する審判開始比率 = 約30.3%

課徴金納付命令に対する審判開始比率 = 約6.7%



改正法施行後の審判開始比率：約2.2%  
(延べ490社中11社)

排除措置命令に対する審判開始比率 = 約1.1%

課徴金納付命令に対する審判開始比率 = 約3.5%

## 4 - 4 . 排除措置命令と課徴金納付命令の同時化について

- ・ 新法下での排除措置命令はこれまでに17件、うち13件が課徴金納付命令の対象でもある  
 → 13件すべてについて、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に  
 行っている

排除措置命令と課徴金納付命令が同時に行われた事件一覧(平成19年5月末時点)

事件名	納付命令日	事業者数	課徴金総額
沖縄県が発注する土木一式工事入札談合事件	平成18年3月29日	99社	19億5517万円
沖縄県が発注する建築一式工事入札談合事件	平成18年3月29日	72社	11億467万円
塩化ビニル床シート汎用品価格カルテル事件	平成18年5月26日	3社	1億7048万円
2.8ミリ厚複合塩化ビニル床シート価格カルテル事件	平成18年5月26日	3社	3974万円
汎用タイルカーペット価格カルテル事件	平成18年5月26日	4社	1億7819万円
市町村等が発注するし尿処理施設建設工事入札談合事件	平成19年1月16日	7社	20億7189万円
国土交通省各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	9社	5億1227万円
国土交通省各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	12社	4億1359万円
独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	6社	2億8672万円
農林水産省各農政局が発注する特定水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	8社	4億5875万円
関東甲信越地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事入札談合事件	平成19年5月11日	4社	1億1737万円
近畿地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事入札談合事件	平成19年5月11日	3社	2566万円
内装工事用けい酸カルシウム板価格カルテル事件	平成19年5月24日	2社	7億2675万円

(第32回会合資料1を編集)

**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議**

平成十七年三月十一日  
衆議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 課徴金減免制度の運用にあたり、悪用防止に万全を期するとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ具体的な基準を適切な形で策定し、早期に公表すること。
- 二 本改正の施行後二年以内に所要の措置を講ずるため行われる検討に際しては、委員の構成を含め広く国民各層の意見が適切に反映されるよう十分配慮するとともに、詳細な議事録の公表を原則とする等その透明性の確保に努めること。
- 三 独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について、実効性の確保や国際的調和等の観点を十分に踏まえつつ、議論が尽くされるよう努めるとともに、特に中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置に関しては、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ前向きに検討すること。
- 四 不公正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処するとともに、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討すること。
- 五 犯則調査権限を適正に行使して、悪質な違反行為に対する刑事告発を積極的に行うとともに、公正取引委員会事務総局において人員や情報の遮断等の措置を講じ、犯則調査部門と行政調査部門との明確な分離を図ること。
- 六 独占禁止法違反行為について、審判で争う事例の増加が予想されることにかんがみ、個別の事件についての審判手続においても、迅速性や効率性への配慮と適正手続の保障との両立に遺漏なきを期するとともに、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。なお、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すること。
- 七 価格の同調的引上げに関して、消費者の不利益となる懸念が存することにかんがみ、引き続き適切に対処するように努めること。

- 八 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に則った積極的な対応を引き続き進めること。併せて、入札談合等関与行為の一方当事者たる官公庁等においては、職員に対して談合への関与が不正行為であるとの認識を持たせるよう努めるとともに、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等、具体的な対策を講ずること。
- 九 地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進するとともに、公共調達制度の望ましい在り方について、全般的な検討を進めること。
- 十 公正取引委員会による立入検査等の事実のみをもって、地方公共団体等が当該事業者の指名回避を行う事例が見られるところ、このような事実上の制裁は、公共調達における公正な競争の確保の観点からも好ましいものではなく、早急に改善策が講じられるよう働きかけること。
- 十一 本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高めるよう努めること。
- 十二 経済の国際化に伴い、我が国の市場に影響を及ぼす国際カルテルや反競争的な企業結合等に対応するため、競争分野における二国間協力協定の締結を進めるとともに、多国間での協定締結に向けて我が国が主導的な役割を果たすこと。
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員にあつては、その職務に関する活動内容について、国民から十分な理解が得られるよう説明責任を果たすこと。また、公正取引委員会事務総局の一層の整備、強化を図りつつ、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めること。

右決議する。

平成十七年四月十九日  
参議院経済産業委員会

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

- 一 課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること。  
また、独占禁止法の適切な運用を図る見地から、公益通報者保護制度の活用が重要であることから、その実施に当たっては周知徹底を図ること。
- 二 課徴金減免制度の実施に当たっては、制度の悪用防止に万全を期すとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ公正な基準及び手続等を策定し、早期に公表すること。
- 三 犯則調査権限の導入に当たっては、適正手続の保障の観点から、行政調査部門と犯則調査部門との徹底した分離を図るとともに、その対象行為を明確化し、悪質・重大な違反行為に対する刑事告発の積極化に向けて、その権限の適正な行使を図ること。
- 四 勧告制度の廃止に当たっては、事前の手続を明確化し事業者に必要な反論の機会を与えるとともに、審判手続においては、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。  
また、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すこと。
- 五 排除措置命令を出せる期間の一年から三年への延長については、事件解明に時間を要する国際カルテル等を除く事案については、従前どおり一年以内に措置命令を発するか否かを判断し、その結果を当事者に通知するよう努めること。
- 六 本法施行後二年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民



各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

七 中小企業等に不当に不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対しては、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する方策について早急に検討を行うこと。また、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討を行うこと。

八 企業活動の国際化の進展を踏まえ、海外の競争当局との協力関係の強化等により、国際カルテル等への対応を積極的に進めること。

また、国内における企業結合規制について、国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること。

九 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律については、公正取引委員会は、発注官庁等との連携を強化し、積極的な対応を進めること。また、発注官庁等においては、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等具体的な対策を講ずること。

十 国及び地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、発注者による競争参加者の技術的能力の審査、技術提案の要求等が入札参加資格要件の規制強化となり、入札参加意欲のある業者の排除につながることはないよう公共調達の透明性、競争の公正性の確保に一層努めること。

十一 公正取引委員会事務総局の組織・体制については、法曹資格者及び経済学等の専門知識を有する者の増員を進めるとともに、海外の競争当局との交流を図ること等によりその人的基盤の一層の強化を図ること。

右決議する。

(原文縦書き：第1回会合資料5)

## 二重処罰に係る判例・学説の概要

### (1) 最高裁大法廷 昭和 33 年 4 月 30 日判決

【事案の概要】 法人税法第四三条の追徴税と罰金とを併科することが憲法第三九条に違反するかが争われた事例。

法人税法...四三条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法四八条一項の**漏脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法三九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当である...**

(2) 東京高裁 平成 5 年 5 月 21 日判決

【事案の概要】 業務用ストレッチフィルム製造業者間におけるカルテル行為について、公正取引委員会が、当該事業者に対して、課徴金の納付を命じていたところ、同一の事件について、刑事罰が科されたことが、憲法第三九条に違反するかが争われた事例。

**独禁法による課徴金は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にするものであり、課徴金と刑事罰を併科することが、二重処罰を禁止する憲法三九条に違反するものではないことが明らかである。**

(3) 東京高裁 平成 13 年 2 月 8 日判決

【事案の概要】 社会保険庁が発注する物品公共調達に係る入札談合事件について、既に刑事罰が確定し、かつ公正取引委員会が同一の事件に係る課徴金の納付を命じる審決をした事業者に対して、国が不当利得返還を求めた事例。

**独占禁止法は、カルテル行為に対しては別途刑事罰を規定しているから、課徴金の納付を命ずることが制裁的色彩を持つとすれば、それは二重処罰を禁止する憲法三十九条に違反することになる。**したがって、課徴金制度は、社会的にみれば一種の制裁という機能を持つことは否定できないとしても、本来的には、カルテル行為による不当な経済的利得の剥奪を目的とする制度である。そして、このような課徴金の経済的効果からすれば、課徴金制度は、民法上の不当利得制度と類似する機能を有する面があることも否めない。

しかしながら、課徴金制度は、カルテル行為があっても、その損失者が損失や利得との因果関係を立証して不当利得返還請求をすることが困難であることから、カルテル行為をした者に利得が不当に留保されることを防止するために設けられたものである。そのような制度の趣旨目的からみるならば、現に損失を受けている者がある場合に、その不当利得返還請求が課徴金の制度のために妨げられる結果となってはならない。すなわち、利得者はまず損失者にその利得を返還すべきであり、現実には損失者が損失を回復していないにもかかわらず、利得者が課徴金を支払ったことだけで、損失者の不当利得返還請求権に影響を及ぼすべきものではない。

控訴人は、課徴金を納付したのは国に対してであり、本件において不当利得返還請求をしているのも国であるから、国はすでに課徴金の支払を受けたことで損失の一部は回復している旨主張する。

しかし、同じ「国」であっても、課徴金の納付先である「国庫」と、本件の不当利得返還請求権の主体であるいわば公法人として民間の企業と同様の立場に立つ「国」とは区別しなければならない。課徴金が納付されたことは、

本件の損失を回復することにはなっていないのである。

なお、民法上の不当利得制度において返還を命じられる不当利得と課徴金として剥奪を命じられる不当な利得とは、必ずしも同一範囲のものではない。しかし、**利得者が、損失者にすべての利得を返還し、他に剥奪されるべき不当な利得はないにもかかわらず、なおも課徴金が課されるというときには、そのような課徴金の納付命令の合憲性については検討が必要であろう。**また、すでに課徴金を納付した後、利得者が損失者にすべての利得を返還した場合、先に納付した課徴金の扱いについても検討が必要な場合があるろう。しかし、それらのことがあるからといって、先の結論を変更するのは、制度全体の整合性を破るものというべきであり、適正な法解釈とはいえない。

#### (4) 東京高裁 平成7年9月6日判決

【事案の概要】 法人税法違反に係る罰金と重加算が併科されたことについて、憲法第三九条に違反するかなどが争われた事例。

...所論は、本件脱税に関し、重加算税の上に、被告会社に罰金刑を科し、被告人に執行猶予付とはいえ懲役刑を科すのは、同一の事実について三重の処罰をするものであって不当である旨を主張するのであるが、**重加算税は、行政上の制裁であって、刑罰とはその趣旨、性質及び要件等を異にする**から、重加算税のほか、同一行為に対して罰金刑その他の刑罰を科しても、憲法三九条にいう二重処罰には当たらない（最高裁昭和四五年九月一日第二小法廷判決・刑集二四卷一〇号一三三三頁等参照）。

## 二重処罰に係る学識者意見

佐伯仁志教授（刑法）（「独禁法改正と二重処罰の問題」（2005）を事務局にて要約。）

我が国における課徴金に係る種々の判例は、課徴金を含めた行政上の措置が、たとえ「制裁」であっても、それだけで憲法 39 条の「刑事上の責任」となるわけではない、と解しているといつてよい。もちろん、併科について、「刑事責任」でないということだけで、憲法上の保障がなくなるということではなく、比例（罪刑均衡）原則からの制約を受けることになる。しかし、両者の調整が必ず必要とまではいえないであろう。

憲法 39 条の由来となっている米国憲法修正 5 条について、非刑事制裁(civil penalty)と刑罰の併科が争われた Hudson 事件判決では、非刑事制裁が刑事制裁と見なされる可能性を一応は認めてはいるが、同判決の基準によって行政制裁金が刑事制裁とみなされる可能性はほとんどない。また、Palmisano 事件判決は、証券取引法の行政制裁金は、「証券詐欺を抑止して投資家の信用と証券市場の効率性を高め証券産業の安定性を促進するという非刑罰目的を有している」ことを理由に刑罰ではないとして、刑罰との併科を合憲と判示しており、行政制裁金が不正利得の剥奪とは独立した性格だとしても、刑事制裁に当たらないといえる。

課徴金と刑罰の併科を違憲とする主張は、「『刑事責任』に行政制裁も含まれる」という解釈を前提としている。しかし、「刑事責任」をなぜ「制裁一般」を意味するものとして解すべきなのかが明らかではない。課徴金を損害賠償ないし不当利得のアナロジーで捉える民事的発想の反面として、制裁的機能は刑法が専管的に担うものであるという思いこみから来ているのかも知れないが、そのような考え方には理由がない。またこの見解からは、加算税制度も違憲無効ということになるが、「加算税は制裁でない」ということが説明できなければ、少なくとも確立した判例に反することになる。

「刑事責任」かどうかは、制裁の「程度」ではなく、制裁の「性質」によって決まるものと考えられる。

制裁の趣旨・目的について、「不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる」ものかどうかという、これこそが決定的な要素ということになる。法形式に表れた「立法者の意思」以外に、ある制裁が「刑事責任」かどうかを区別する基準はない、というべきであろう。

高橋和之教授（憲法）（独占禁止法基本問題懇談会第16回議事録会合での説明を事務局にて要約。）

刑罰の対象となっているある行為に対して、行政制裁を併科するという場合、当該行政制裁が憲法三九条の解釈論として、「**刑事上の責任**」に該当するかどうかという問題。

立法者は、「『刑事上の責任』とは違う」ことを説明する必要がある。通常、刑罰には「道義的非難」という目的があり、他方、課徴金は、抑止目的のものであり、「道義的非難の意味はない」といえ、**両者は道義的非難という目的の存否によって区別できる。**

行政制裁の金額が高額化すると、その性格が「道義的非難」に転化するということはなく、達成しようとする行政目的とその手段の関係、つまり「**比例原則**」の問題として捉えればよい。課徴金として賦課された額は、独占禁止法違反を起こさないようにさせるという行政目的達成という実効性確保のためのインセンティブとして、それだけの額が必要だということであろう。

採り得る制度設計のうち、どれが一番問題が少ない制度かという視点は考え方の一つとしてあり得る。例えば、刑罰と課徴金を併科することが憲法に違反するわけではないけれども、併科を避けて同じ目的を達成することができるのであれば、その方が問題は少ない、という考え方もあろう。

（第8回会合資料8、第18回会合資料8及び9を編集）

## カルテル規制に係る違反抑止制度等の国際比較

	差止等	行政上の金銭的不利益処分	刑事罰		その他
			法人	個人	
日本 (注1)	排除措置命令	課徴金	5億円以下の罰金	3年以下の懲役又は500万円以下の罰金	損害賠償 (違約金) 指名停止
	(警告)			【刑法】競売入札妨害罪、談合罪 (2年以下の懲役又は250万円以下の罰金)	
アメリカ (注2)	命令判決 (injunction)	なし	1億ドル又は利得額/ 損害額の2倍のいずれ か大きい額以下の罰 金(criminal penalty)	10年以下の禁固 又は 100万ドル若しくは利得額/ 損害額の2倍のい ずれか大きい額以下の罰金	損害賠償
EU (注3)	排除措置命令 (decision)	制裁金 (fine)	-	-	損害賠償
イギリス (注3)	排除措置命令 (decision)	制裁金 (financial penalty)	なし(注5)	【企業法】5年以下の禁固又は罰金	損害賠償
フランス (注3)	排除措置命令 (injonction)	制裁金 (sanction pécuniaire)	なし(注6)	4年の禁固又は75000ユーロの罰金	損害賠償
				【刑法】談合罪 (6ヶ月の禁固又は22500ユーロの罰金)	
ドイツ (注4)	排除措置命令 (Verfügung)	過料(Geldbuße) 没収・追徴(Verfall) 不当利得の剥奪 (Vorteilsabschöpfung)	なし	なし	損害賠償
				【刑法】談合罪 (5年以下の自由刑又は180万ユーロ以下の罰金)	

(参考) アメリカ証券取引法

差止等	行政上の金銭的 不利益処分	刑事罰	
		法人	個人
命令判決(injunction) 排除措置命令(cease and desist order) 営業禁止(debarment)	制裁金(civil penalty) 利益吐出し(disgorgement)	罰金(criminal penalty)	禁固又は罰金

- (注1) 独占禁止法の刑事罰と課徴金が併科される場合、法人に対する刑事罰相当額の 1/2 を課徴金から控除することを規定。損害賠償と課徴金・刑事罰の調整については規定なし。
- (注2) 司法省反トラスト局による手続のみを記載。刑事罰の量刑に当たって損害賠償の存在は考慮されない。
- (注3) 制裁金と損害賠償の調整に関する規定はない。
- (注4) 通常は過料が賦課され、排除措置命令は出されない。過料は個人も対象となり、個人には過料と刑法の談合罪の対象となり得るが、刑罰と過料は同時に科されることはない。損害賠償の履行、過料の賦課又は没収・追徴により経済的利得が剥奪された場合、不当利得の剥奪処分は行われない。
- (注5) イギリスにおいては、コモンローにより法人処罰が可能であるところ、カルテルについても(理論的には)法人処罰の対象とし得る。
- (注6) フランスにおいては、法律の規定により、法人処罰は可能となる(刑法 121-6 条を参照)。

(第8回会合資料2を編集)



## 独占禁止法と証券取引法の課徴金及び刑事罰の比較

	独占禁止法	証券取引法				
課徴金対象行為	私的独占 不当な取引制限等	インサイダー取引	風説流布・偽計	相場操縦	発行開示義務違反 (有価証券発行時の虚偽開示)	継続開示義務違反 (継続開示書類の虚偽記載)
課徴金の 算定方法	売上高等に一定率(10% 等)を乗じる	違反行為前後の有価証券の価格差			有価証券の募集額に 1%を乗じる等	株式時価総額に 0.003%を乗じる等
課徴金の水準 の根拠(注)	不当利得相当額以上の額	経済的利得相当額				違反行為の抑止のため に必要なかつ合理的な額
罰則(法人)	5億円以下の罰金	5億円以下の罰金	7億円以下の罰金			
罰則(個人)	3年以下の懲役又は500 万円以下の罰金又はこの 併科	5年以下の懲役 又は500万円以下の 罰金又はこの 併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科			
追徴・没収に 係る特例規定	なし	不公正取引により得た財産等を没収・追徴			なし	
課徴金と刑事 罰等の調整	罰金額の1/2相当額を控除	没収・追徴相当額を控除			調整なし	罰金額相当額を控除

(注) 法案提出者の国会答弁による。

(第18回会合資料11を編集)

## EC 競争法の Fine と現行課徴金の賦課・金額の算定に際して考慮される要素の比較

		EC 競争法 (Fine)	独占禁止法 (現行課徴金)
対象となり得る違反行為		カルテル及び市場支配的地位濫用	不当な取引制限及び支配型私的独占 (ただし、対価に係る又は影響することとなるものに限る)
「売上高」を算定の基礎とする理由		違反行為が市場に対して与え得る経済的影響等を測る上でそれを代理する適当な要素であるから	不当利得相当額以上を賦課する制度であるところ、違反行為の対象となっている商品等の売上高に対する割合として不当利得を観念しているから
「売上高」の範囲		違反行為に関連する商品等の売上高 (ただし基本的に EEA 域内に限る)	違反行為の対象となっている商品等の売上高
賦課に係る裁量		あり	なし
(基礎額決定時の) 算定率の定め方		重大性を考慮し、最大 30% で決定 ・ 抑止力を確保する必要がある場合等にはこの上限を超えることがあり得る旨ガイドラインに明記。 ・ 価格カルテル等の場合には、上限に近い乗率が設定される。	原則として 10% ・ 業種・規模に応じて 1~10%
重大性	違反行為の性格	考慮 ・ 特に価格、市場シェア、生産数量制限カルテルについては、厳しく評価する旨ガイドラインに明記。	-
	市場占有率	考慮	(売上高の認定で実質的に反映)
	地理的市場の範囲	考慮	(売上高の認定で実質的に反映)
	違反行為の実施/未実施	考慮	(売上高(実行期間)の認定で反映)
違反実行期間		違反継続期間の年数分だけ倍加 (上限なし)	最長 3 年間
考慮事項等		根拠法令で定められた上限の範囲内で考慮 (ただし考慮要素をガイドラインで明確化)(注)	根拠法の規定に従って算定
加算要素	繰返違反	過去の違反歴 1 回ごとに最大で 100% 加算 ・ 過去、欧州委だけではなく、加盟国当局から受けた違反決定も一回と数える。	50% 増した算定率を適用 ・ 過去 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合に適用あり。
	調査非協力・妨害	考慮	-

	主導的役割・報復措置	考慮	-
減算要素	限定的関与	考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記。</li> <li>自らの判断でいつでも離脱し得た（リーニエンシー制度が存在した）にも関わらず関与していたのであれば、たとえ主導者のプレッシャー下でカルテルに関与していたとしても、減額は認められない。</li> </ul>	-
	合意内容の未実施	考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記。</li> </ul>	（実行期間及び売上高の認定で実質的に反映）
	調査開始後の違反行為の中止	考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記。</li> <li>カルテルの場合には考慮されない旨ガイドラインに明記。</li> </ul>	-
	過失の存在	考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記。</li> </ul>	-
	調査協力	考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>リーニエンシー制度の枠外での協力を行った場合及び法的義務（提出命令による報告徴収等）の範囲以上に調査へ協力を行った場合に減算考慮する旨ガイドラインに明記。</li> </ul>	（課徴金減免制度の事後申請も認められている（不当な取引制限））
	備考	支払能力	考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>Fines 賦課が、回復不能なほど事業者の存続を危うくし、すべての資産価値を失うことになることが証拠提出により客観的に示される場合のみ認められる旨ガイドラインに明記（単なる財政状況の悪化等は認められない。）</li> </ul>
不当な経済的利得		考慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>算出が可能な場合には考慮する旨ガイドラインに明記（減算のためではない）。</li> </ul>	（擬制した不当な経済的利得を上回る水準を達成するものとして制度設計。）
法令遵守体制の整備		-	-
早期離脱		-	20%減じた算定率を適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>不当な取引制限において調査開始日の1月前までに違反行為をやめた者で</li> </ul>

			ある場合に適用あり（ただし、違反期間が2年未満のときに限る。）
その他	エントリー・フィー	・ 価格カルテル等の場合、継続期間にかかわらず、別途、売上高の15～25%が基礎額に上乘せされる。	-
	賦課可能な額の範囲（上限）	全世界売上高の10% ・ 理事会規則による欧州委への授権の範囲として	（算定方法が法定されている。）

（注）繰返違反以外については、どの程度額の増減を行うかはガイドラインに記載されていない。

（第19回会合資料5を編集）

## 米国反トラスト法違反の罰金額の算定方法

1. 基礎罰金額の決定（違反行為によって影響を受けた取引額の 20%）

2. 有責性スコアによる罰金額の上限・下限の算出

(1) 有責性スコアの算定

5 ポイントからスタートし、以下の要素により、加減する。

役員の関与・企業規模（1～5 ポイント加算）

前科(Prior History)

（1 ポイント（10 年以内）～2 ポイント（5 年以内）加算）

裁判所の命令違反（1～2 ポイント加算）

司法妨害(Obstruction of Justice)（3 ポイント加算）

効果的なコンプライアンスプログラム（3 ポイント減算）

報告、協力、責任の引き受け（1～5 ポイント減算）

(2) 具体的な罰金額の算定

上記により算出した有責性スコアを以下の倍数表に当てはめて、基礎罰金額に乗じる倍率の上限、下限を割り出す。ただし、シャーマン法 1 条違反については、倍率は 0.75 を下回ってはならないこととされている（したがって、反トラスト法違反の罰金額は、取引額の 15%～80%の間で決まることとなる。ただし制定法の上限額（1 億ドル又は利得額/損害額の 2 倍のいずれか大きい額）を超えることはできない。）

有責性スコア	最低倍率	最高倍率
10 以上	2	4
9	1.8	3.6
8	1.6	3.2
7	1.4	2.8
6	1.2	2.4
5	1	2
4	0.8	1.6
3	0.6	1.2
2	0.4	0.8
1	0.2	0.4
0 以下	0.05	0.4

(注) なお、被告人が有罪答弁をすること等を条件に検察官が被告人に対して何らかの譲歩を約束する、答弁取引(Plea Bargaining)が行われることがある。

(第 9 回会合資料 5 から抜粋)

## 主要国の金銭的不利益処分の算定における企業の法令遵守の取組の取扱い

### イギリス

金銭的制裁の額を算定に係るガイダンスにおいて、減額考慮要素として、「競争法の規定の遵守を確保するために適切な措置が採られている場合」の規定がある。

違反事業者のコンプライアンス・プログラムは、現実に違反を防止しうるだけの効果的で実質的なものでなければ、制裁金額を減額する要素とはみなされない。逆に、コンプライアンス・プログラムを設定しておきながら、違反を繰り返した事業者に対しては、コンプライアンス・プログラムが機能していなかったとして、金銭的制裁額は増額される。

### ドイツ

コンプライアンス・プログラムの実施が、過料を減額する要素になるかについては、連邦カルテル庁の担当者は、減額事由として考慮しない旨を明言していたが、弁護士、連邦カルテル庁の前副長官及び研究者はその可能性があるとしており、連邦カルテル庁内部において、未だ方針が固まっていないものと思われる。もっとも、過料の減額事由になるか否かとは別に、違反の事前防止という観点から、少なくとも大企業では、コンプライアンス・プログラムを実施しているのが通常のようなものである。

### EU

制裁金の算定についてのガイドラインを定め、その中で、制裁金の加算要素、減算要素を示しているが、企業のコンプライアンスの取組については、明示されていない。

「コンプライアンス・プログラムの導入時期が、カルテル行為に関与する以前であろうと以後であろうと、コンプライアンス・プログラムの存在を減算要素として考慮するのは適当ではないと考える。」及び「委員会は、事業者によって行われる従業員に対する競争ルールの周知等に係るすべて取組みを強く歓迎するけれども、そうした事業者に自発性があるからといって、委員会が極めて重大な競争法違反行為に対する制裁を和らげなければならないという義務を負うことにはならない。」といった欧州委決定がある。

## アメリカ

量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムを減刑要因としているが、結果的に、独禁法の事件では、コンプライアンス・プログラムが量刑で考慮されにくい。司法省が訴追するときにも、コンプライアンス・プログラムの存在を減刑要素として考えることはない（1994年10月から2003年9月までの刑事事件件数は、955件であるが、そのうち、効果的なコンプライアンス・プログラムを有していたとされたのは2件にとどまり、反トラスト法違反に対する適用例はない。）

アムネ스티を認める（＝訴追しないこととする）要件としては、カルテル調査に協力することが最重要。コンプライアンス・プログラムを企業が持っているかどうかそれ自体は、要件ではない。コンプライアンスがあれば、内部での発見（法務部による発見）が早く、一番乗りをしてアムネスティを得やすいとうことはあるであろうが、司法省としては、コンプライアンス・プログラムの有無をアムネスティを認める要件とはしていない。

専門調査員の海外調査報告（第13回会合資料1～3）等を基に作成

## EC 競争法 Fine 算定におけるコンプライアンスプログラムの考慮について

### コンプライアンスプログラムが考慮されなかった例

決定年月日	事件名	概要（適用法条）	コンプライアンス 考慮の有無	原文
2003.12.3	Electrical mechanical carbon graphite products	& & 81 条（水平的制限） 機械用炭素製品等メー カーによる価格カルテ ル等	無 Carbone Lorraine の主張を 否定 (312 - 313)。	<p>Introduction of a compliance programme (312) Carbone Lorraine also draws attention to the fact that starting in June 1999, when it left the cartel, it set up and implemented an intensive compliance programme. (313) The Commission welcomes this initiative on the part of Carbone Lorraine, which will hopefully prevent any new infringements. However, the Commission considers that it is not appropriate to take the existence of a compliance programme into account as an attenuating circumstance for a cartel infringement, whether committed before or after the introduction of such a programme.</p> <p>(仮訳) 欧州委は、コンプライアンスプログラムの導入時期が、カルテル行為に関与する以前であろうと以後であろうと、コンプライアンスプログラムの存在を減算要素として考慮するのは適当ではないと考える。</p>
2004.5.26	Topps	81 条（垂直的制限） 収集用シール・カード メーカーによる並行取 引妨害	無 Topps の主張を否定 ( 181 )	<p>(181) Topps emphasises that, as soon as it became aware of the investigation, it introduced compliance programs in order to ensure that its business and those of its intermediaries would be conducted in accordance with Community competition law. While the Commission welcomes all steps taken by an undertaking to raise awareness amongst its employees of existing competition rules, these initiatives cannot relieve the Commission of its duty to penalise its serious infringement of competition rules.</p> <p>(仮訳) 欧州委は、事業者によって行われる従業員に対する競争法の周知に係る全ての取組みを歓迎するけれども、事業者にそうした自発性があるからといって、重大な競争法違反行為に対する制裁を課するという欧州委の義務が軽減されることにはならない。</p>



ガイドライン公表以前にコンプライアンスプログラムが考慮された例

決定年月日	事件名	概要（適用法条）	コンプライアンス 考慮の有無	原文
1982.12.7	National Panasonic	81条（垂直的制限） 電気製品メーカーによる輸出制限	有 欧州域内における法務を監査し、全子会社に行動規範を周知したことが減額要因として認められた。	<p>(67) Regard must, however, also be taken of the fact that MET has taken urgent steps to regulate the overall marketing policies of its subsidiaries in the EEC. In consultation with the Commission, MET has adjusted its guarantees so that consumers may have their purchases serviced throughout the Community irrespective of where in the common market such purchases were made. MET has also conducted an audit of its legal practices in the Community and has issued codes of conduct to all its subsidiaries in the EEC which have the authority of the parent company.</p> <p>(68) This constructive attitude adopted by the management of MET since at least September 1981, has been taken into account in assessing the amount of the fine. The undertakings concerned have adopted a comprehensive practical detailed and carefully considered antitrust compliance programme, with appropriate legal advice. Such action must be considered a positive step which contributes to an awareness at all levels of the group of the daily impact of competition policy. It tends to ensure that senior management is in a position to control the behaviour of the whole group in the market place and thereby to establish effective internal rules for the compliance with EEC competition law.</p> <p>(69) In taking this action of MET into account, therefore, the further examination of the grounds for imposing a fine in the amount which would otherwise have been justified has not been made.</p> <p>（仮訳） MET が共同体域内の全子会社の営業方針を統制する緊急の措置を講じたことは考慮されなければならない。欧州委との協議の中で、MET は、消費者が自社製品を欧州域内のどこで購入したかに関わらず、域内どこでもサービスを受けられるように保証を行った。また MET は共同体域内における法務の監査も行っており、共同体域内における全子会社に対しては行動規範を示している。</p> <p>遅くとも 1981 年 9 月以降、MET 経営陣により採られた建設的な姿勢は fine 額の算定に当たって考慮される。当該事業者は適切な法的助言に基づいて、包括的で、詳細にかつ綿密に練られて実践的な反競争的行為に係るコンプライアンスプログラムを導入している。このような対応はグループ企業の全従業員層に対して競争政策の重要性を周知することにつながる積極的な措置としてみる必要がある。また、このような措置は上級管理職は市場におけるすべてのグループ企業の行為を管理する立場であること、その結果として、EC 競争法を遵守のための実効性ある内部規則を確立する立場であることを確認することにつながるものである。</p> <p>こうした MET による対応がなければ、欧州委により fine 賦課の原因となる事実についてのさらなる調査がなされただろうけれども、同社の対応があったことを踏まえ、そうした調査は行われていない。</p>

（注）旧ガイドライン（1998 年公表）及び新ガイドライン（2006 年公表）において、コンプライアンスプログラムの存在を考慮する旨の記載なし。

## 効果的なコンプライアンス・プログラムの要件（米国量刑ガイドライン（抄））

### 第8編B章

#### 2.1節 効果的なコンプライアンス・プログラム

- a条 効果的なコンプライアンス・プログラムを有しているというためには、その役員又は従業員による犯罪行為を抑止・探知すべく適切な注意(Due diligence)を払い、倫理的な行動や法令遵守を重視する企業文化を促進しなければならない。プログラムは、違反行為の抑止及び探知を目的として合理的に考案され、かつ、執行されていなければならない。犯罪の発生を防ぐことができなかつたからといって、直ちに当該企業のコンプライアンス・プログラムが非効果的であったということにはならない。
- b条 効果的なコンプライアンス・プログラムと認められるためには、少なくとも以下の条件を満たす必要がある。
- 1項 犯罪行為を防止・発見するための規準及び手続を策定すること
  - 2項 取締役会が自らコンプライアンス・プログラムの内容を熟知しその執行を監督すること、企業の上層部の中からコンプライアンス・プログラムの執行責任者を選任すること、コンプライアンス・プログラムの執行に関する日常業務を担当する者を選任し、これらの者に対して適切な資源及び権限を与え、当該担当者はコンプライアンス・プログラムの執行責任者や取締役会などに対して当該プログラムの執行状況を定期的に報告すること
  - 3項 重大な権限を特定の者に与えるに際しては十分に注意を払い、違法行為若しくは企業行動規範に反する行為に従事したことがあると分かっている者又は注意を払えばそのような者であると分かる者に対して重大な権限を与えないこと
  - 4項 取締役会メンバー、実質的権限者等に対する効果的な研修を実施し、それらの者の役割や責任に相応した情報を配布することにより、コンプライアンス・プログラムの周知徹底を図ること、
  - 5項 犯罪発見のための監視を含めたコンプライアンス・プログラムの遵守、コンプライアンス・プログラムが効果的かどうかについての定期的な評価、社内通報制度の整備、などの措置を講じること、
  - 6項 当該プログラムに則って活動しようとする適切なインセンティブ、犯罪に関与したり、犯罪防止のための措置を怠ったりした場合の懲戒処分、により当該プログラムが組織全体として一貫して推進されていること
  - 7項 違法行為が探知された場合、当該違法行為に対して適切な対応措置を採るとともに、同種違法行為の再発防止に向けて合理的な措置を講じること
- c条 上記の措置を講じるに当たって、犯罪のリスクを定期的に検証し、当該検証によって明らかになった犯罪のリスクを低減するため適切な措置をとらなければならない。

## 主要国における金銭的不利益処分と損害賠償の関係についての考え方

### イギリス

金銭的制裁の額の決定は、違反事業者の被害者（消費者等）に対する損害賠償の有無とは無関係である。損害賠償の実現状況を踏まえて金銭的制裁の額を決定することを、OFT 等に命ずる明文の規定は存在しない。

### フランス

- ・ 違反事業者が、損害賠償をしたとの事実が、金銭的制裁賦課に際して考慮されることはない。
- ・ 商法典 L464-2 には、算定に当たって、「行為の重大性、違反行為が経済に及ぼした被害の重大性、制裁を課される組織ないしは企業又は当該企業が属するグループの状況、及び、本章により禁止される行為を反復する可能性との関係で、均衡がとれたものでなければならない。」とされており、損害賠償責任の履行を考慮せよとの要請は、明示的に規定されていない。

### ドイツ

過料額の算定にあたり、違反者によって損害賠償が行われたことが考慮されるかについては、実務の扱いに関する認識が一致していない。ただ、実際問題としては、被害者が独自に損害を立証するのは難しいため、通常は、カルテル庁が過料を課し、それを受けて、その後に被害者が訴訟を起こすという順序であるから、そもそも、このような問題はあまり生じないとのことであった。

### EU

制裁金の設定についてのガイドラインを定め、その中で、制裁金の加算要素、減算要素を示しているが、違反行為の直接の被害者に対する損害賠償責任の履行については、明示されていない。

## アメリカ

量刑が、損害賠償私訴や州損害賠償訴訟を考慮してオフセット(減額)されることはない。政府契約の違約金も考慮されることはない。

抑止や応報のための措置を調整対象にするという問題関心は、ごく抽象的にしか聴かれなかった。

独禁法をはなれて一般論として、民事制裁金の額を決めるときに、すでに刑事処罰を受けた者であることが考慮されることはありうるが、あくまでも、民事制裁金の制裁機能が失われない限りという条件付きであるとの指摘があった程度である。ちなみに、機械的に調整すると、抑止力が失われる場面も出てくるのではないかとのコメントがあった。

「非刑事的措置をも含めた措置体系が、全体として違反者にとって過重である、機能面の重複がないよう、措置間の調整をするべきである」という発想は、今回の調査では見あたらなかった。個々の措置があいまって、全体として抑止力が十分に発揮されているかが重要なことであり、それを犠牲にするような調整は本末転倒ということであろう。

このことに関連して、FTCが、「インジャンクション訴訟で違法収益剥奪・原状回復を得られたからといって、これを理由に、民事制裁金の額を低くするという offset は不適切である」と明言している。被害者救済のための違法収益剥奪をしたからといって、直ちに民事制裁金を減らすのでは、必要な抑止力が失われるからである。

専門調査員の海外調査報告（第13回会合資料1～3）等を基に作成

## 我が国における主な審判手続の概要

		不服審査型						
		公正取引委員会	電波監理審議会	公害等調整委員会	特許庁	高等海難審判庁	国税不服審判所	中央労働委員会
		排除措置命令、課徴金納付命令の不服申立て	免許の取消し等の不服申立て	鉱物の採掘等に関する許認可の不服申立て	特許拒絶査定不服申立て	地方海難審判庁審判官の裁決の不服申立て	国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て	不当労働行為の救済
根拠法		独占禁止法	電波法	土地利用調整手続法	特許法	海難審判法	国税通則法	労働組合法
原処分庁		公正取引委員会	総務大臣	経済産業局長/ 都道府県知事	審査官	地方海難審判庁審判官	税務署長/国税局長	都道府県労働委員会
行政審判	開始請求の主体	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者/理事官	被処分者	使用者/労働者/労働組合
	審理担当官	委員会/審判官	審議会/審理官	裁定委員会	審判官	審判官	審判官	委員会
	裁決者	公正取引委員会	大臣*	裁定委員会	審判官	審判官	国税不服審判所長*	委員会
取消訴訟	審級省略	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし
	実質的証拠法則	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし

		事前審査型	
		金融庁	地方海難審判庁
		課徴金納付命令の事前審査	海技士等への懲戒処分の事前審査
根拠法		証券取引法	海難審判法
原処分庁			
行政審判	開始請求の主体	証券取引等監視委員会	理事官
	審理担当官	審判官	審判官
	裁決者	内閣総理大臣*	審判官
取消訴訟	審級省略	なし	(高等海難審判庁への不服申立て)
	実質的証拠法則	なし	

\* 裁決者は審理担当官の判断に拘束される。

(第 21 回会合資料 7 を抜粋・編集)

## 主要国競争法における手続の流れ

	処分前後の手続		司法審査
	事前手続	事後手続	
日本	意見申述・証拠提出の機会の付与	公正取引委員会による審判	東京高裁 最高裁
アメリカ	行政法判事による行政審判 <sup>(注1)</sup> (Administrative Law Judge)	×	連邦控訴裁 連邦最高裁
EU	聴聞の機会の付与 (Hearing)	×	欧州第一審裁 欧州司法裁
イギリス	意見陳述の機会の付与 (To make representations)	競争控訴審判所審判官による審判	控訴院 貴族院
フランス	聴聞の機会の付与 (Audition)	×	パリ控訴院 破毀院
ドイツ	審問の機会の付与 (Anhörung, rechtliches Gehör)	×	デュッセルドルフ高裁 連邦最高裁
韓国	意見陳述の機会の付与 (To state opinion)	公正取引委員会による不服審査 <sup>注2)</sup>	ソウル高等法院 大法院

(注1) アメリカについては、連邦取引委員会による排除措置命令のための事件処理手続である。

(注2) 公正取引委員会による不服審査を経ずに、ソウル高等法院へ提訴することも可能

(公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成)

(第21回会合資料12再掲)

## 緊急停止命令の概要及び請求事例

独占禁止法の禁止規定に違反する疑いのある行為について、最終的に公正取引委員会が行う審決をもって排除して競争秩序の回復を図るには、かなりの日時を要し、その間の違反被疑行為を放置しておくこととなれば、回復し難い侵害をもたらすことになる。このような事態を回避するために、独占禁止法第 70 条の 13 には、公正取引委員会は緊急の必要がある場合、東京高等裁判所に当該行為の一時停止等を求めることができる旨定められている。

件名	申立日 (A)	東京高裁決定日 (B)	東京高裁決定内容	審理日数 (A-B)
(株)朝日新聞社ほか 153 名に対する件	昭和 30 年 3 月 16 日	昭和 30 年 4 月 6 日	一部容認 一部却下	21
伊藤勲に対する件	昭和 30 年 7 月 4 日	昭和 30 年 7 月 29 日	容認	25
(株)大阪読売新聞社に対する件	昭和 30 年 10 月 5 日	昭和 30 年 11 月 5 日	容認	31
(株)北国新聞社に対する件	昭和 31 年 12 月 21 日	昭和 32 年 3 月 18 日	容認	87
八幡製鉄所(株)ほか 1 名に対する件	昭和 44 年 5 月 7 日 昭和 44 年 5 月 30 日取下げ	-	-	-
(株)中部読売新聞社に対する件	昭和 50 年 3 月 25 日	昭和 50 年 4 月 30 日	容認	36
(株)有線ブロードネットワークスほか 1 社 に対する件	平成 16 年 6 月 30 日 平成 16 年 9 月 14 日取下げ	-	-	-

平均審理日数	40
--------	----

(第 23 回会合資料から抜粋・編集)

## 審判官審判制度における審判官と委員会との関係

### 関連規定

- ・ 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条の規定による調査の囑託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続(審決を除く。次項、第六十三条及び第六十四条において同じ。)の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に關与したことのある者については、指定することができない。(法56条1項)
- ・ 事務総長は、事務総局の局務(第五十六条第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。)を統理する。(法35条3項)
- ・ 審判官は、その職務を公正迅速に、かつ、独立して行わなければならない。(審判規則13条2項)

### 審判官と委員会との関係

- ・ 審判官は、公正取引委員会から委任を受けて審判を行っており、審判官の事務は事務総長の統理から除外されている。
- ・ 審判官は、被審人及び審査官から独立して審判手続を行っている。
- ・ 公正取引委員会は、審判手続を審判官に委任していることから、個々の審判事件の動向について審判官に対して一々指示することはない。
- ・ ただし、委員会に進行状況を報告したり、審判官が必要と判断すれば委員会に法解釈や手続等について確認などすることはある。
- ・ 審判官は審判に提出された証拠や主張を踏まえ、最終的に自らの責任の下に審決案を作成し、署名押印した上で、委員会、被審人及び審査官に提出する。



条約第 81 条及び第 82 条に係る欧州委員会による手続指揮に関する 2004 年 4 月 7 日理事会規則 第 773/2004 号

第 15 条 事件書類閲覧及び資料の使用について

1. 欧州委員会は、求めに応じて、異議告知書を送付した者に対して、事件書類の閲覧を認めなければならない。当該閲覧は、異議告知書の送付の後に認められるものとする。  
( 2 . 以下略 )

閲覧請求が可能な者

「閲覧」は、原則として、欧州委員会が異議告知書を通じた個人、事業者又は事業者団体（以下、「被審人」という。）からの求めに応じて認められる。

閲覧が認められる時期

- ・委員会により異議告知書の通知が行われるまでは、委員会事件記録の閲覧は認められない。
- ・委員会事件記録の閲覧は、被審人からの求めに応じて、通常一度、認められる。原則として、他の被審人から提出された委員会の異議告知書に対する返答については、閲覧することができない。

閲覧の対象範囲...委員会事件記録 ( the Commission file )

「委員会事件記録」: 委員会競争総局が事件調査の過程で取得し、作成し又は収集したすべての文書 ( 被疑事実に関係ないとして、留置元の事業者に還付された文書は含まれない。 )

・閲覧可能な文書

被審人は、内部文書、事業上の秘密及びその他の秘密情報を除くすべての文書を閲覧することができる。

・閲覧不可の文書

-内部文書 ( internal documents )

内部文書は、事業者を不利にするものでも、免責するものでもなく、また、委員会が事件評価を行うにあたり、基礎証拠となるものでもない。したがって、証拠価値を欠くため、内部文書に対する閲覧の制限は、被審人の防御権の適切な行使に影響を及ぼすことにはならない。

( 以下の「事業上の秘密」及び「その他の秘密情報」は、原本情報から秘密に当たる情報を削除したかたちでの閲覧が認められ得る。 )

-事業上の秘密 ( business secret )

公開されることにより、当該事業者にとって深刻な損害 ( serious harm ) が及ぼすおそれがある情報である場合には、当該情報は「事業上の秘密」にあたる。

-その他の秘密情報 ( other confidential information )

「事業上の秘密」以外の情報で、公開されることにより、個人又は事業者に著しい損害 ( 競争業者、取引先等から報復的措置を受ける危険にさらされる ) を及ぼす場合、当該情報は、「その他の秘密情報」にあたる。

(参考) EU 基本権憲章

第 41 条 適正な行政に対する権利

- 1 . すべての者は、自己に係る事項が、EU 及びその機関によって、公平、公正かつ妥当な期間内に処理される権利を有する。
- 2 . この権利は、次のものを含む。
  - すべての者が自己に不利に働くおそれのある具体的措置が執られる前に聴聞を受ける権利
  - すべての者が機密性並びに職業上及び経営上の秘密に関する正当な利益を尊重しつつ、自己に関する文書を閲覧する権利
  - 決定理由を示す行政機関の義務
- ( 3 . 以下略 )

( 第 21 回会合資料 15 を再掲 )

## 証券取引・国税に係る行政調査権限比較

	所得税法	証券取引法	独占禁止法
調査形態	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)
出頭命令	規定なし	規定なし	出頭命令(法第47条第1項第号)
検査・立入検査  ・事前通知          ・調査事項、被疑事実等の告知	質問、帳簿書類その他の物件の検査(法第234条) ・「現況についての調査が重要である事案等事前に通知をすることが適当でない」と認められるものを除き、事前通知を行う。 (「税務調査の際の納税者および関与税理士に対する事前通知について」)  ・規定はない。	検査(法第59条等)  ・原則として無予告で行う。 (「証券検査に関する基本指針」)  ・検査着手時に、検査対象先の責任者に検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項を説明 検査の権限及び目的 検査への協力依頼 検査モニターの概要 意見申出制度の概要 その他必要な事項 (「証券検査に関する基本指針」)	立入検査(法第47条第1項第4号)  ・すべて無予告 (公正取引委員会からの情報による)  ・立入検査をする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を関係者に交付する。(審査規則第20条) 事件名 法の規定に違反する被疑事実の要旨 関係法条

<p>・ 弁護士等の立会い</p>	<p>・ 税理士の立会いは認められている。 （税理士法第 2 条） 税理士以外の第三者の立会いを認めるかどうかは、調査官の合理的な裁量にゆだねられているとされている。 （最判昭 48.7.10, 大津地判平 12.10.30, 神戸地判平 15.10.3）</p>	<p>・ 役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めている。 なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとされている。 （「証券検査に関する基本指針」） ヒアリングに際しては、正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあり、役職員以外の者の立会いや録音を原則として認めることはない。 （「証券検査に関する基本指針」（案）に対する「コメントの概要とコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方」）</p>	<p>・ 規定はないが、弁護士の立会いは行われている。ただし、弁護士の立会いがなければ立入検査を行うことができないとはされていない。 （参 経産委平 17.4.14 公取委経済取引局長答弁）</p>
<p>質問検査・審尋</p> <p>・ 供述調書等の作成</p>	<p>質問検査（法第 234 条）</p> <p>・ 規定はない。</p>	<p>検査（法第 59 条等）</p> <p>・ 問題点を把握した場合には、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとし、必要に応じて事実関係及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとしている。</p>	<p>審尋（法第 47 条第 1 項第 1 号）</p> <p>・ 審尋を行った場合には、審尋調書を必ず作成 （審査規則第 11 条） 任意の供述録取の場合は、必要に応じ、供述調書を作成 （審査規則第 13 条）</p>

<p>・ 弁護士等の立会い</p>	<p>・ 税理士の立会いは認められている。 （税理士法第2条） 税理士以外の第三者の立会いを認めるかどうかは、調査官の合理的な裁量にゆだねられているとされている。 （最判昭 48.7.10, 大津地判平 12.10.30, 神戸地判平 15.10.3）</p>	<p>（「証券検査に関する基本指針」）</p> <p>・ 役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めている。 なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとされている。 （「証券検査に関する基本指針」） ヒアリングに際しては、正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあり、役職員以外の者の立会いや録音を原則として認めることはない。 （「証券検査に関する基本指針」（案）に対する「コメントの概要とコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方」）</p>	<p>・ 規定はないが、弁護士等の第三者の立会いは認められていない。 （公正取引委員会からの情報による）</p>
<p>・ 供述調書等のコピー</p>	<p>・ 規定はない。</p>	<p>・ 規定はない。</p>	<p>・ 規定はなく、実際にも行われていない。 なお、供述人は、審尋調書・供述調書の内容について、読み聞かせ又は閲覧により、確認することができる。</p>

			(審査規則第11条、第13条)
報告徴収	規定なし	報告徴求(法第59条等)	報告徴収(法第47条第1項第1号)
提出命令・留置等  ・提出物件の閲覧・ 謄写	規定なし  ・規定なし	報告徴求(法第59条等)  ・規定なし	提出命令・留置(法第47条第1項第3号)  ・事件の審査に特に支障を生ずることとなる場合を除き、提出物件の閲覧・謄写をすることができる。 (審査規則第18条)
処分時の証拠 開示等	行政手続法の適用除外 (国税通則法第74条の2) ただし、青色申告者に対する課税処分については理由を付記しなければならないなどの規定がある。	行政手続法による (「聴聞」を行わなければならない)。 * 課徴金事案については事前審判	申出があったときその他必要があるときは、公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について説明(審査規則第25条)
審判時の証拠 開示等	*不服審査(審査請求)において 原処分庁は処分の理由となった事実を証する書類等を担当審判官に提	*事前審判において ・指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすること	*事後審判において ・審査官は、証拠調べの始めに、事件の審判に必要と認める証拠の申

<p>・文書提出命令等の申立て</p>	<p>出することができる。 （国税通則法第 96 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求人は担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類等の閲覧を求めることができる。 （国税通則法第 96 条第 2 項）</li> <li>・ 担当審判官は審査請求人の申立により、又は職権で、質問検査等（帳簿書類等の提出を求めることを含む。）を行うことができる。 （国税通則法第 97 条第 1 項）</li> </ul>	<p>ができる。 （法第 181 条第 3 項） （注）指定職員とは、内閣総理大臣から指定され、課徴金の納付を命ずべき原因の存在を主張・立証する職員である（法第 181 条第 2 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被審人は、書類等の所持者、証明すべき事実等を明らかにして、審判官に書類その他の物件の提出命令の申立てをすることができる。 （法第 185 条の 3 第 2 項、審判手続府令 52 条）</li> </ul>	<p>出をしなければならない。 （法第 58 条第 1 項、審判規則第 39 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被審人は、書類等の所持者、証明すべき事実等を明らかにして、公正取引委員会（審判官）に文書その他の物件の提出命令の申立てをすることができる。 （法第 59 条第 1 項、審判規則第 45 条及び第 46 条）</li> </ul>
---------------------	---	--	--

（第 28 回会合資料 2 を編集）

**独占禁止法における差止請求制度に係る国会答弁**

(差止請求の対象範囲に係る国会答弁)

(平成 12 年 4 月 19 日 衆 商工委 公正取引委員会委員長答弁)

差し当たり不公正取引に絞った理由は、独占禁止法違反と申しまして、私的独占あるいは不当な取引制限というのは極めて公的な色彩が強い。不公正な取引方法というのは私的な色彩が強いということからしますと、不公正な取引方法に係る違反について私人が差しとめ請求するというのとは一番素直ではなかろうかというのが一つの考え方でございます。

(「著しい損害」要件に係る国会答弁)

(平成 12 年 5 月 11 日 参 経済・産業委 公正取引委員会事務総局経済取引局長答弁)

この「著しい」という要件がなぜ入っているかという御質問でございますが、我が国の民事法におきましては、被害に対する救済手段というのは、これは事後的な金銭賠償による、これが原則でございます。差しとめは非常に例外的なものでございます。したがって、一般に損害賠償を認容する場合よりも高度の違法性を要するようように解されておりました。このために「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき」と規定したものでございます。

(第 24 回会合資料 2 を編集)



## 主要国における違反抑止制度の概要（一般）

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
1. 概念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制裁（法令用語ではない）実務上の用語として、「行政上の義務違反に対する制裁」は、名宛人を非難し懲らしめることを目的とするもの（狭義）と名宛人に不利益を与えることを直接の目的としなくても、不利益な効果を及ぼす作用一般を指すとするもの（広義）の整理がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・criminal sanction：社会的に非難されるべき行為の確認 (stigmatising moral culpability)</li> <li>・administrative penalty：客観的に違反とされている行為 (objective illegality) に対する不利益賦課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・criminal：公の秩序を乱したことに対する処罰 (punish)</li> <li>・administrative：立法により独立行政機関に授権された権限に根拠を置く、経済厚生 (economic welfare) に対してもたらされた損害に対しての不利益賦課 (sanction)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑罰 (Strafe) は、社会倫理的な非難を内容とする制裁。</li> <li>・過料 (Geldbuße) は、刑罰と同様に、過去の行為に対する制裁であるが、社会倫理的な非難を伴わない。</li> <li>・ただし、境界領域では、その区別は量的なものでしかなく、ある違反行為を犯罪とするか秩序違反とするかは、立法政策の問題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Penalty：広義の制裁を意味し、違反行為に対して懲罰や抑止を目的として課される一切の措置を指す。刑事処罰 (criminal penalty) と民事制裁 (civil penalty) に分かれる。民事制裁はさらに民事裁判判決によるものと行政決定によるものとに分かれる。民事制裁のうち、とくに金銭賦課命令 (判決・行政決定) に限定する場合は civil money penalty と呼ばれる。</li> <li>・Punishment：「懲罰・処罰」。懲罰的 (punitive) な措置全般を指し、刑事 (刑事処罰) にも民事 (懲罰的損害賠償) にも用いられる。</li> <li>・Remedy：狭義には違反行為の被害者を救済する措置 (損害賠償、現状回復等) を指す。広義には、penalty (民事・刑事) も併せ含み、違反行為によって生じた望ましくない状態を“治療”する一切の措置を指すことがある。</li> </ul>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
2. 違反行為に対する措置					
(1)- 措置の内容 (下線を付したものは金銭的不利益処分を含むもの)	<p><b>[刑事]</b> 死刑、懲役、禁錮、<u>罰金</u>、拘留、<u>科料</u>、没収、追徴</p> <p><b>[行政]</b> ・行政上の秩序罰(過料、<u>放置違反金</u>) ・<u>加算税</u> ・<u>課徴金(独禁法、証取法)</u> ・公表 ・授益的処分の撤回・停止等 ・行政サービス、許認可等の拒否 ・契約関係からの排除</p>	<p><b>[刑事]</b> ・Imprisonment (拘禁刑) ・Probation orders (保護観察) ・Community service orders (コミュニティサービス) ・<u>Fines (罰金)</u> ・<u>Forfeiture orders (没収)</u> ・Confiscation (Drug Trafficking Act 1994, Criminal Justice Act1988) (薬物関係等での没収)</p> <p><b>[非刑事]</b> ・Direction (措置命令) ・<u>Financial Penalty (金銭的不利益賦課)</u> ・Disqualification order (失格処分)</p>	<p><b>[刑事]</b> ・Pénalité (刑罰) ・Peine (刑罰) ・Emprisonnement (拘禁) ・<u>Amende (罰金)</u> ・<u>Confiscation (没収)</u> [法人に特有の刑罰] ・dissolution (解散) ・interdiction d'exercer certaines activités (一定の行為の禁止) ・placement sous surveillance judiciaire (司法監視) ・fermeture des établissements de L'entreprise, etc. (事業展開の中止) ・intediction de faire appel public à l'épargne (銀行等での貯蓄の禁止) ・l'affichage de la décision prononcée ou la diffusion de celle-ci (有罪判決の公示等) ・Cf. Mesure de sûreté (保安処分)</p> <p><b>[非刑事]</b> sanction pécuniaire</p>	<p><b>[刑事]</b> ・Freiheitsstrafe(自由刑) ・<u>Geldstrafe(罰金刑)</u> ・<u>Verfall(没収・追徴)</u></p> <p><b>[行政]</b> ・Geldbuße (過料) ・<u>秩序違反法上の没収・追徴</u> ・<u>Vorteilsabschöpfung(不当利得の支払命令)</u> ・営業停止 ・公の発注からの排除</p>	<p>・Death penalty(死刑) ・Imprisonment (収監刑) ・<u>Criminal Fines (罰金)</u> ・Probation (保護観察) (付加刑) ・<u>Criminal Forfeiture (刑事没収)</u> ・<u>Restitution order(刑罰としての原状回復)</u> <b>[非刑事(政府による提訴も含む)]</b> ・Injunctive Order (インジャンクションを命ずる民事判決。違反行為の中止・抑止に必要な種々の措置を命ずる) ・行政命令: Cease- and-desist order, compliance order(是正措置命令・遵守命令), ・<u>Civil money penalty(民事制裁金 民事裁判判決または行政決定)</u> ・<u>Damages (損害賠償請求訴訟)</u> ・<u>Civil forfeitures(民事没収)</u> ・Loss of government benefits and</p>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
					privileges(政府との契約関係からの排除等) ・ License Revocation, revoke of merit(免許の廃止・許可の廃止)
(1)- 行政上の金銭的不利益措置の算定方法	<p><b>[過料]</b> ・裁量性が有り、法定の範囲内で、裁判官の判決による。</p> <p><b>[加算税]</b> ・加算税：納付すべきであった額の10%～15%。裁量性はない。 ・重加算税：納付すべきであった額の35%～40%。裁量性はない。</p> <p><b>[課徴金]</b> ・独禁法上の課徴金：売上高の10%(製造業等の大企業の場合)。 ・証取法上の課徴金：経済的利得相当額等を基準とする。</p>	競争法について資料 19 参照	競争法について資料 19 参照	・個別法において特別の定めがないかぎり、自然人の場合は、5 ユーロから 1000 ユーロ(秩序違反法 17 条 1 項)。具体的な額は、秩序違反行為の重大性、行為者の非難の程度、行為者の経済状況を考慮して、裁量に基づき決定される(同 3 項)。ただし、秩序違反行為によって獲得した利得がそれを超える場合は、上記の上限を超えて、その額までの過料を科すことができる(4 項)	<p><b>[Administrative civil penalty] [民事裁判(行政が原告となる)でも同じ]</b> ・法律の定める額(通常は上限)の範囲内において算定。 ・定額方式と裁量方式は、立法上は半々(1979 年調査)。 ・高額の場合は、算定の考慮要素が行政機関の Penalty Policy として公表されることがある。違反行為によって得た経済的利得、違反による被害の大きさ、組織ぐるみか、実行行為者の主観的要素、違反者の捜査協力の度合いなどが考慮要素として挙げられる。</p>
(1)- 法人に対する刑事罰 (a)有無 (b)考え方	(a)有り(両罰規定)。 (b)両罰規定における法人業務主の責任は、従業者の行為については選任監督上の過失責任、代表者等の機関自身の故意行為のときは法人自体としての行為責任。	(a)有り。 (b)同一視理論。代表者等の行為は法人の行為と同一視できるから、代表者等の行為により法人を罰することができる。	(a)有り。 (b)同一視理論が有力。代表者等の行為は法人の行為と同一視できるから、代表者等の行為により法人を罰することができる。	(a)無し。 (b)法人に対する刑事罰がない理由は以下の通り。 刑罰は、行為を対象とするが、法人には、それ自体の行為が存在しない 刑罰は、道義的(社会倫理的)な非難であり、それは意思を前提とするが、法人はそれ自体の意思を持	(a)有り。 (b)一般に、その被用者がその雇用の範囲内で行った行為について法人が責任を負う代位責任(Vicarious liability)であるとされる。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
				たないから、それに対する非難ということはありません。	
<b>(2) 措置の目的</b>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応報、抑止等。</li> <li>・ 行政刑法の場合、行政上の義務履行確保も。</li> </ul> <p><b>[行政]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政上の義務履行確保（法の実効性確保）</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応報（blame）</li> <li>・ 威嚇（Deterrence）</li> <li>・ 予防（Prevention）</li> <li>・ 社会復帰（Rehabilitation）</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政上の実効性確保手段、義務違反に対する不利益賦課</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 威嚇（intimidation）</li> <li>・ 犯罪の抑圧（répression）</li> <li>・ 社会再適応（réadaptation sociale）</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政上の実効性確保手段、義務違反に対する制裁</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応報（Vergeltung）</li> <li>・ 一般予防（Generalprävention）</li> <li>・ 特別予防（Spezialprävention）</li> </ul> <p><b>[行政]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政上の実効性確保手段</li> <li>・ 【過料】義務違反に対する制裁（一般予防、特別予防）</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応報（punishment, retribution）</li> <li>・ 予防・抑止（deterrence）</li> <li>・ 更生・教育</li> </ul> <p><b>[非刑事]（行政が原告となる民事裁判を含む）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防・抑止（deterrence），すなわち義務履行確保の目的でなされる違反に対する制裁（penalty）</li> </ul>
<b>(3) 責任主義の有無</b>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有り。</li> </ul> <p><b>[行政]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として無し。</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に有り。</li> <li>・ Cartel offence においては、"dishonestly" が要件。</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争法においては、"intentionally or negligently" が要件。</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に有り。</li> <li>・ 競争法においては、"frauduleusement" が要件。</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし。（主観的要素の存否に関わらず、現に社会に損害がもたらされていると考えられる）</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有り。</li> </ul> <p><b>[行政(過料)]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩序違反行為とは、過料を定めた構成要件に該当する違法で有責性（ただし、刑事罰ほど厳格でないとの指摘あり）のある行為とされる（秩序違反法1条）</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Criminal Penalty には、原則として故意が要求される。</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Civil Penalty において、主観的要件は考慮の余地がある一要素に過ぎない。</li> </ul>
<b>(4) 審査・捜査手続等とデュープロセス</b>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法総則、刑事訴訟法の規定による。</li> <li>・ 令状主義が採られ、黙秘権、弁護権、接見交通権、証拠保全請求権が保障されている。</li> <li>・ 捜査への立会権は認められていない。</li> <li>・ 伝聞証拠、違法収集証拠は</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸法典の規定による。Ex, Criminal Justice Act 2003.</li> <li>・ 正式起訴に係る犯罪（indictable offence）は、陪審裁判が保障される。</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争法について資料 19 参照</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法（Code pénal）、刑事訴訟法（Code de procédure pénale）の規定による。</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争法について資料 19 参照</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事訴訟法</li> </ul> <p><b>[行政(過料)]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として刑事訴訟法上の手続による（直接主義は緩和されている）。</li> <li>・ 自己負罪特権については、個人には認められ、法人には認められていない。個人</li> </ul>	<p><b>[刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦憲法（重罪について大陪審による起訴、起訴後の自己負罪供述拒否特権等）連邦制定法、最高裁の定める連邦刑事手続規則による。ただし、企業の犯罪について、自己負罪拒否特権は認められない。</li> <li>・ 合理的な疑いのない程度の</li> </ul>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
	<p>排除され、合理的な疑いのない程度の立証水準が必要とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証拠開示は、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定種類の証拠及び被告人側の主張に関連する証拠について、開示の必要性和弊害の有無、種類、程度等を勘案して開示。証拠開示の要否に争いがある場合には、裁判所が裁定。</li> </ul> <p><b>[行政]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般に、実力の行使を伴うものでなければ立ち入り検査の際の令状は不要とされている。</li> <li>一般に行政手続法の定めによる。</li> <li>個別法で定めていることもある（加算税、課徴金、過料等）。</li> <li>一般に、伝聞証拠の排除はなく、立証の程度は証拠の優越で足りる。</li> </ul>			<p>に対して当局は、自己負罪特権がある旨を伝える義務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士秘匿特権については、認められている（社内弁護士についても認められるとの説が有力）。</li> <li>調査資料の閲覧については、調査が終了していない場合、調査の目的を害する場合を除き、代理人に対して認められている。本人に対しては認められていない。競争当局は、調査が終了するまでには、閲覧の権利があることを代理人に伝えなければならない。</li> <li>違法収集証拠排除法則の適用がある。</li> <li>刑事罰の場合と同様、合理的な疑いのない程度の立証が必要。</li> </ul>	<p>立証水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝聞証拠の排除等について連邦証拠規則あり。</li> <li>大陪審手続においては、自己負罪供述拒否特権、弁護士秘匿特権等が保障されるが、連邦証拠規則は弁護士秘匿特権を除き適用されない。</li> <li>召喚令状(subpoena)（証人の出頭・証言を求めるもの、証拠提出を求めるもの）と捜索・差押許可状</li> </ul> <p><b>[非刑事]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民事裁判で行われる場合は連邦民事訴訟法による。</li> <li>行政決定で行われる場合は、それが正式手続（準司法的手続）であれば行政手続法（APA）の定めによる。</li> <li>証拠の優越で足りるのが通常である。</li> <li>自己負罪供述拒否特権：事案によっては、民事没収についても、自己負罪拒否特権を認めている。（法人に認められないのは刑事と同様）。</li> </ul>
<b>3 . 二重処罰の禁止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有り。</li> <li>憲法 39 条が二重処罰を禁止。</li> <li>最高裁は、刑罰と重加算税の併科、刑罰と課徴金の併</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有り。</li> <li>コモンロー上認められる。</li> <li>欧州人権条約 6 条に規定あり。</li> <li>administrative penalty</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有り。</li> <li>（欧州人権条約 6 条の適用）</li> <li>sanctions administratives は peines と性格が異なるため、これらの併科が二重の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有り（基本法 103 条 3 項）。</li> <li>刑事罰と過料の併科は法律上できないが、それが憲法上禁止されているかどうかについては、憲法違反で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有り（連邦憲法第 5 修正）</li> <li>同じ犯罪に対する二度の刑事訴追、すなわち複数の刑事処罰を禁止したもの。</li> <li>刑事処罰と非刑事的制裁措</li> </ul>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
	科、刑罰・課徴金・不当利得返還の併科について、憲法39条、31条、29条（財産権の保障）違反ではないとしている。	は criminal sanction と性格が異なるため、これらの併科が二重の危険にあたりと解されない。	危険にあたると解されない。 ・ sanctions administratives と dommages et intérêts 等は性格が異なるために、これらの併科が二重の危険にあたりとは解されない。	はないという意見と憲法違反であるという意見が存在する。	置の併科（課）は、後者が刑事処罰でないため、二重の処罰禁止に反するとは考えられていない（非刑事的制裁措置として立法されたにもかかわらず、それを刑事処罰とみなすべききわめて例外的な場合でない限り） ・「非刑事的措置をも含めた措置体系が全体として違反者にとって過重か」は二重処罰禁止の問題ではない。
<b>4．刑事罰と行政上の不利益処分の併科に関する立法における具体的取り扱い</b>	・一般に行政上の金銭的不利益処分と刑事罰の併科の立法がなされているが、刑事罰と課徴金との調整規定があるもの(独禁法、証取法)、刑事罰と過料の調整規定があるもの(商法、独禁法、住民基本台帳法)もある。また、租税法では、刑事罰の量刑上加重算税を考慮。	・競争法分野では、administrative penalty と criminal sanction を同時に受けることは、原則として無い。 (刑事罰は自然人のみを対象としている。) ・ただし、コモンローにおける conspiracy 違反について、法人に刑事罰が科される可能性が理論上残されている。	・競争法分野では、sanctions administratives と peines を同時に受けることは、原則として無い。 ・法制(理論)上、sanctions administratives と dommages et intérêts は相互に排斥するものではない。	・過料と刑事罰は併科することができない。 ・同一の行為が、同時に犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当する場合には、刑法のみが適用される。ただし、刑罰が科されない場合には、秩序違反として過料を科することができる。また、刑罰ないし過料の賦課が確定した場合には、それが相互に一事不再理効を生じる。	・一般に、非刑事的制裁措置としての金銭支払い命令(民事判決/行政命令)と、刑事罰の両方が課せられる立法がなされている。

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第4回、第9回及び第13回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したものである。

## 主要国における行政上の違反抑止制度（競争法）

## カルテル等に対する金銭的不利益処分等

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	E U	アメリカ
行政上の金銭的不利益処分	[課徴金]	[Financial Penalty]	[sanction pécuniaire]	[Geldbuße]	[Fine]	[civil penalty] *
(1)目的・性質	違反行為を防止するために行政庁が課す金銭的不利益	違反行為の重大性を反映した不利益を課すこと 不利益を賦課の可能性を事前に示すことにより、違反行為への関与を抑止すること	違反行為により経済的厚生に害を及ぼしたことへの不利益賦課を目的とする(公的秩序を動揺させた行為についての処罰を目的とする刑事罰とは異なる)。	違反行為を抑止するための制裁であり、社会倫理的な非難を伴わない。	違反事業者に pecuniary sanction を課し、違反の反復を予防すること 競争法の禁止規定をより実効性あるものにする	* 競争法違反に対する civil penalty はない  予防・抑止を目的とする金銭的不利益処分
(2)算定方法等	<b>事業者・事業者団体</b> 不当利得相当額以上を賦課。 違反行為対象商品に係る売上高に業種・資本金等に応じて定められる乗率を乗じて算出。	<b>事業者・事業者団体</b> 違反事業者の全世界売上高の 10% を上限として法定。  OFT が、法定された上限の範囲内で、法律により定めることとされているガイダンスに従い算定。  不当な経済的利得の推計が可能な場合には考慮要素として採用され得る。(ただし適用事例なし)。	<b>事業者</b> 違反事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における違反行為対象商品に係る全世界売上高の 10% を上限として法定。 <b>事業者団体</b> 300 万ユーロ以下  競争評議会が、法定された上限の範囲内で、法律により定められている考慮要素を踏まえ算定。  運用事例をまとめて年次報告で公表。	<b>事業者・事業者団体</b> 100 万ユーロ又は直近事業年度における全世界売上高の 10% のいずれか大きい額を上限として法定。 <b>個人</b> 100 万ユーロ以下  連邦カルテル庁が、法定された上限の範囲内で、ガイドラインに従い算定。  過料によって不当利得額を剥奪することを目的として、不当利得額を含ませたかたちで過料額を定める(不当利得分を明示することもできる)。	<b>事業者・事業者団体</b> 違反事業者の全世界売上高の 10% を上限として欧州委理事会規則において規定。 欧州委が、理事会規則により定められた上限の範囲内で、自らが定めたガイドラインに従い、算定。  不当な経済的利得の推計が可能な場合には、基礎金額として採用され得る。	・法律の定める額(通常は上限)の範囲内において算定。 ・定額方式と裁量方式は、立法上は半々(1979 年調査)。 ・高額の場合は、算定の考慮要素が行政機関の Penalty Policy として公表されることがある。違反行為によって得た経済的利得、違反による被害の大きさ、組織ぐるみか、実行行為者の主観的要素、違反者の捜査協力の度合いなどが考慮要素として挙げられる。 ・違反によって得た経済的利得を下回る額を算定することは難しいと思われる。

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	アメリカ
						(証取法のcivil penaltyの場合) <b>法人・個人</b> ・違反行為の重大性に 応じて上限額がそれ ぞれ3区分され最高 で500,000ドル以下 違法行為者の利得額 が上記金額よりも大 きい場合は、当該額が 上限。 (インサイダー取引 の場合は、その3倍ま で)
(3) 執行主体	公正取引委員会	公正取引庁(OFT) (合議制)	競争評議会	連邦カルテル庁 (独任制)	欧州委員会	
(4) 責任主義の有無 (故意又は過失要件 の明記の有無)	構成要件になし。	構成要件にあり。 "intentionally or negligently" (故意又は過失) が要件。	構成要件になし。 (主観的要素の存否 に関わらず、損害が現 に社会にもたらされて いるから)	構成要件にあり。 "vorsätzlich oder fahrlässig" (故意又は過失) が要件。	構成要件にあり。 "intentionally or negligently" (故意又は過失) が要件。	(証取法のcivil penaltyの場合) 構成要件にあり。 "deliberate or reckless" (故意又は無謀に) が 要件
(5) コンプライア ンス・プログラ ムの取扱い	課徴金においては、コ ンプライアンス・プロ グラムの存在による算 定額の増減はない。	現実に違反を防止し うるだけの効果的で実 質的なものでなければ、制裁金額を減額する 要素とはみなされない。逆に、コンプライ アンス・プログラムを 設定しておきながら、 違反を繰り返した事業 者に対しては、金銭的 制裁額を増額。	制裁金額の算定にあ たり、コンプライア ンス・プログラムを減額 要素として認めたこ とはない。	コンプライアンス・ プログラムの実施が、 過料を減額する要素に なるかについては、連 邦カルテル庁の担当者 は、減額事由として考 慮しない旨を明言して いたが、弁護士、連邦 カルテル庁の前副長官 及び研究者はその可能 性があるとしている。	コンプライアンス・プ ログラムを減額要素と することについて適切 ではない旨欧州最高裁 が判示。	(証取法のcivil penaltyの場合) SECの方針として、違反を 自ら通告し調査に協力す るならば減額要因として 働くとしている(コンプ ライアンス・プログラム が機能した場合)が、コ ンプライアンス・プログ ラムの存在が直ちに減額 要因になることはなし。 (競争法違反に対する刑事罰)



	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	アメリカ
						<p>量刑ガイドラインで実効的なコンプライアンス・プログラムを刑事罰の減額要素と定めているが、組織ぐるみの犯罪では減額要因から外している。そのため、ハードコア・カルテル事件の量刑で減刑事由にはなりにくく、司法省も訴追時にその存在を減刑事要素として考えることはない。(なお、司法省は、司法取引においても、コンプライアンス・プログラムの存在を理由に訴追しないという取扱いはしない。ちなみに、コンプライアンス・プログラムの有無はアムネ스티を認める要件でもない。)</p>
<b>(6) 民事損害賠償との調整</b>	<p>課徴金と損害賠償を調整する規定はない。</p>	<p>Financial penaltyの額の決定に当たり、損害賠償の存在を考慮するとの規定や運用基準はない。 自発的な損害賠償の存在を考慮した事例がある。</p>	<p>違反事業者が、損害賠償をしたとの事実が、金銭的制裁賦課に際して考慮しなければならないものではない(そのような規定はない)。</p>	<p>過料額の算定にあたり、違反者によって損害賠償が行われたことが考慮されるとする明文規定はなく、運用についても認識が一致していない。ただし、カルテル庁が過料を課した後被害者が訴訟を起こすのが通常である</p>	<p>損害賠償をした事業者には、低いfineを賦課という論理的関係はない。 もっとも、損害賠償の実施により、事業者が不当利得を抛出したことは、当該事業者に対するfine額を下げる事情(減輕事由)にはな</p>	<p>(競争法違反に対する刑事罰) 量刑が、被害者救済のための措置 損害賠償私訴や州政府による損害賠償訴訟、政府契約の違約金等を考慮して、減額されるべきであるとの考え方はない。</p>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	アメリカ
				<p>ため、このような問題はあまり生じない。</p> <p>なお、連邦カルテル庁は不当利得の剥奪処分（Vorteilsabschöpfung）を行うことができるが、民事上の損害賠償履行、過料賦課又は没収・追徴命令により、すでに経済的利得が剥奪されている場合には重ねて処分を行うことはできない。</p>	<p>りうる（ex. 任天堂並行輸入妨害事件）。</p> <p>ただし、損害賠償相当額のどれだけの額を、fine 額から控除すべきかについて、基準があるわけでもなく、議論も進んでいない。</p>	

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	アメリカ
(7) 審査等手続における適正手続の保障	<p>間接強制による調査権限であり、裁判所の許可状は必要とされない。</p> <p>公取委規則上、事件審査に特に支障を生じることとならない場合には留置物の閲覧謄写が可能。</p> <p>行政上の目的を達成するための手続であって、それが刑事責任追及に直接結びつく作用を一般的に有さない場合には、憲法 38 条の保障は及ばない。</p>	<p>搜索権限なしの立入検査（要 2 日前告知）は裁判所の許可状を必要とせず、搜索押収及び私邸への捜査ができる立入検査は許可状を必要とする。</p> <p>要許可状立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない（ただし原本は 3 ヶ月以内に返却される。）。</p> <p>判例上、自己負罪拒否特権は、欧州人権条約 6 条に係る判例法により保障される。</p>	<p>搜索権限なしの立入検査は裁判所の許可状を必要とせず、搜索押収及び私邸への捜査ができる立入検査は許可状を必要とする。</p> <p>要許可状立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない（ただし原本は 6 ヶ月以内に返却される。）。</p> <p>判例上、自己負罪拒否特権は、欧州人権条約 6 条に係る判例法により保障される。</p>	<p>立入検査（搜索押収及び私邸への捜査可）は許可状を必要とする。</p> <p>立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない。</p> <p>競争法上、自己負罪拒否特権は、個人には保障されるが、法人には保障されない。 被審人による申立て又は職権により、公開かつ口頭での審理を行うことができる。</p>	<p>事業所への立入検査（搜索押収可）は許可状は必要とせず、私邸等への立入検査（搜索押収可）は許可状を必要とする。</p> <p>立入検査における押収物の閲覧謄写に係る規定はない。</p> <p>判例上、自己負罪拒否特権は、欧州人権条約 6 条に係る判例法により、保障される。</p>	<p>連邦刑事手続による。 （資料 9 参照）</p>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	アメリカ
<p>(8) 行政処分前後の手續</p> <p style="text-align: center;">処 分 前</p>	<p>委員会は、排除措置命令の内容、認定した事実等を記載した文書を被審人に送付する。</p> <p>被審人の申出により、委員会が認定した事実等を基礎付けるために必要な証拠等の説明を行う。</p> <p>被審人は、文書で意見を申述することができる。特に必要がある場合には、口頭で申述することができる。</p>	<p>OFT 長官は、根拠となる事実、命令の内容、命令の根拠法令等を記載した告知書を被審人に送付する。</p> <p>OFT は被審人に対し、告知書に記載の事実に関係する証拠資料を調べる機会を与えなければならない。</p> <p>OFT 長官は、被審人に対し、書面での弁明の機会を付与することができる。また被審人から申し出がある場合には、口頭にて弁明させることができる。</p>	<p>競争評議会報告官（審査官）は、告知書を被審人等に送付する。</p> <p>被審人は、文書送付後、評議会、証拠開示を求めることができる。</p> <p>被審人は 2 ヶ月以内に告知書に対する意見書を提出することができる。</p> <p>その後、競争評議会（証拠）所見等を記載した報告書を被審人等に送付する。また、報告書に対して被審人は、2 ヶ月以内に報告書に対する意見書を提出することができる。</p> <p>競争評議会は、決定を行う会議を非公開で行う。この場において被審人は、弁明の機会の付与を受けることができる。</p>	<p>被審人に対し、口頭による弁明の機会が付与される。</p> <p>調査資料の閲覧については、調査が終了していない場合、調査の目的を害する場合を除き、代理人に対して認められている。本人に対しては認められていない。競争当局は、調査が終了するまでには、閲覧の権利があることを代理人に伝えなければならない。</p>	<p>欧州委は、違反事実の要旨、委員会の主張等を記載した告知書を被審人に送付する。</p> <p>異議告知書送付後、欧州委は被審人に対し、証拠へのアクセスを認めなければならない。</p> <p>欧州委は、被審人に、欧州委が認定した事実への抗弁、反証証拠等を提示させることができる。また、被審人の求めにより、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>口頭による弁明は、聴聞官によって執り行われる。</p>	<p>（連邦取引委員会による排除措置命令の場合） 行政法判事（ALJ）による正式ヒアリング、連邦取引委員会による ALJ 仮決定の見直しの機会、証拠開示等、行政手続法（APA）による正式手続（ほぼ裁判手続に沿ったもの）が履践される。</p>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	EU	アメリカ
	(審判) 公正取引委員会により、独占禁止法第八章第二節及び公取委審判規則に則り行われる。	(審判(Tribunal)) OFTによる決定の後、OFTとは独立した競争控訴審判所(専管)において、民事訴訟類似の手續に則り行われる。	なし	なし	なし	なし
(9)裁判所による司法審査	(審級省略) 東京高等裁判所(専管) 最高裁判所	控訴院 貴族院(最高裁判所)	パリ控訴院(専管) 破棄院	デュッセルドルフ高等裁(専管) 連邦最高裁判所	欧州第一審裁判所 欧州司法裁判所	地方裁判所 控訴裁判所 最高裁判所
(11)警告等の公表	あり	なし	なし	なし	なし	なし

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第4回、第9回及び第13回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したものである。

## 不公正な取引方法相当規制（廉売規制、優越的地位濫用規制及び再販売価格拘束規制）の概要

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
廉売規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 6 項)	ロビンソン・パットマン法第 3 条	競争法第 18 条 (市場支配的地位濫用)	商法第 L.420 - 5 条	競争制限禁止法第 20 条第 4 項	EC 条約第 82 条 (市場支配的地位濫用)
違反要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由がないのに費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給</li> <li>他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ</li> <li>公正な競争を阻害するおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期的に競争業者を排除し長期的に競争を低下させることを目的として、適切な方法で計上される費用以下の価格設定将来損失を埋め合わせる合理的見込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場支配的地位にある事業者が</li> <li>平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定</li> <li>競争を妨げる効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(メーカー及び加工を行う流通業者が)</li> <li>競争業者を排除する目的で費用を下回る価格</li> <li>競争業者を市場から排除する効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の競争者に対して優越的地位にある事業者が</li> <li>競争者排除の意図をもって</li> <li>原価を下回る価格で一時的ではなく販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場支配的地位にある事業者が</li> <li>平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定</li> <li>競争を妨げる効果</li> </ul>
金銭的不利益処分	なし	刑事罰	Financial Penalty	sanction pécuniaire	Geldbuße	Fine
執行機関	公正取引委員会	司法省反トラスト局(独判)連邦取引委員会	公正取引庁(合議制)	競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	欧州委員会
特記事項	<p>法第 3 条(私的独占・排除型)でも規制され得る。</p> <p>我が国の「不公正な取引方法」は「公正な競争を阻害するおそれ」であるところ、このように競争秩序への悪影響が「おそれ」の程度でも規制する国は限定的である。</p>	<p>シャーマン法第 2 条(独占の企図)でも規制され得る。</p> <p>司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。</p> <p>(1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)</p>	EC 条約第 82 条違反としても規制され得る。	加工を行わない流通業者に係る廉売規制については、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当している(商法第 L.442-2 条)。これまで制裁金を課した事例はない。EC 条約第 82 条違反行為も規制され得る。	EC 条約第 82 条違反行為も規制され得る。	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
優越的地位の濫用規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 14 項)			商法第 L . 420 - 2 条	競争制限法第 20 条第 2 3 項	
違反要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引上の地位が相手方に優越していること(優越的地位)</li> <li>正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えること</li> <li>公正な競争を阻害するおそれ</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方が相対的に経済的従属状態にある場合</li> <li>販売拒絶、抱き合わせ、差別的行為などの濫用行為</li> <li>競争の機能、構造に影響を及ぼすおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な理由が存在しない程度に当該事業者に従属している場合</li> <li>客観的に正当な理由なく、取引に際して自己に有利な条件を設定</li> </ul>	
金銭的不利益処分	なし			sanction pécuniaire 刑事罰(詐取の意図がある場合)	Geldbuße	
執行機関	公正取引委員会			競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	
特記事項					運用上、禁止決定手続による事件処理手続をしており、制裁金は課されていない。	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
再販売価格拘束規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 12 項)	シャーマン法第 1 条 (取引制限の禁止)	競争法第 2 条 (反競争的協定の禁止)	商法第 L.420 条 - 1 条	競争制限禁止法第 1 条	EC 条約第 81 条 (反競争的協定の禁止)
違反要件	・ 正当な理由がないのに相手方の販売価格の自由を拘束する条件を付けること ・ 公正な競争を阻害するおそれ	・ 最低再販売価格維持行為 ・ 最高再販売価格維持行為(違法要素と合理性要素との比較衡量)	・ 市場の競争の機能を制限する目的 ・ (上の目的なしに)競争を実質的に制限する効果	・ 価格を人為的に引き上げ又は引き下げることによって市場の自由な作用に基づく価格決定に対する妨害	・ 競争を制限し若しくは阻害する目的又は効果	・ 市場の競争の機能を制限する目的 ・ (上の目的なしに)競争を実質的に制限する効果
金銭的不利益処分	なし	(州政府等による損害賠償請求権)	Financial Penalty	sanction pécuniaire 刑事罰(詐取の意図がある場合)	Geldbuße	Fine
執行機関	公正取引委員会	司法省反トラスト局(独任制)	公正取引庁(合議制)	競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	欧州委員会
特記事項	法第 3 条(私的独占・支配型)でも規制され得る。	司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。 (1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)	EU における規制に同じ。	上記以外としては、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当しているものがある(商法第 L.442-5 条)	新聞・雑誌については、除外規定がある(競争制限禁止法 30 条)	

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第 4 回、第 9 回及び第 13 回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したものである。



## これまでの開催状況

回	日時	内容
第 1 回	2005 年 7 月 8 日	独占禁止法改正法および国会審議等の説明(公正取引委員会)
第 2 回	9 月 16 日	西田 典之 委員(刑事法)からのヒアリング 宇賀 克也 委員(行政法)からのヒアリング
第 3 回	10 月 4 日	・以下の有識者・団体からヒアリング 全国中小企業団体中央会 日本建設業団体連合会 全国石油商業組合連合会 郷原 信郎 桐蔭横浜大学教授
第 4 回	11 月 18 日	・諸外国の法制についてのヒアリング 今井 猛嘉 法政大学教授(イギリス・フランス) 岩橋 健定 東京大学助教授(アメリカ) 川出 敏裕 東京大学教授(ドイツ)
第 5 回	11 月 29 日	・以下の有識者・団体からヒアリング 日本チェーンストア協会 伊従 寛 弁護士 岸井 大太郎 法政大学教授 ・競争法の国際比較(公正取引委員会)
第 6 回	12 月 15 日	公正取引委員会からのヒアリング フリーディスカッション
第 7 回	2006 年 1 月 20 日	公正取引委員会からの補足説明 フリーディスカッション
第 8 回	2 月 17 日	違反行為の抑止のための制度のあり方について

回	日時	内容
第9回	3月6日	課徴金に係る制度の在り方について
第10回	3月30日	課徴金に係る制度の在り方について(続き) 審査・審判の在り方について
第11回	4月21日	審査・審判の在り方について(続き) 不公正な取引方法に対する措置の在り方
第12回	5月19日	金融庁からのヒアリング(証券取引法上の課徴金について) 不公正な取引方法に関する措置の在り方(続き) その他の論点
第13回	6月19日	海外調査報告について
第14回	6月27日	論点整理(案)について
第15回	7月21日	論点整理(案)について
第16回	9月11日	高橋和之明治大学法科大学院教授からヒアリング 公正取引委員会からのヒアリング EC競争法における金銭的不利益処分について
第17回	10月10日	論点整理に対する意見・情報の概要について 公正取引委員会からのヒアリング(論点整理に対する意見)
第18回	10月31日	違反抑止のための行政上の措置について 行政上の措置と刑事罰との関係について 課徴金の在り方について
第19回	11月9日	欧州ビジネス協会からのヒアリング 在日米国商工会議所からのヒアリング 課徴金の在り方について
第20回	11月30日	課徴金の在り方について 審判手続について弁護士からのヒアリング
第21回	12月14日	法務省刑事局からのヒアリング

回	日時	内容
		審査・審判手続、司法審査の在り方について
第 22 回	12 月 26 日	審査・審判手続、司法審査の在り方について
第 23 回	2007 年 1 月 18 日	不公正な取引方法に対する措置の在り方について
第 24 回	2 月 2 日	その他の論点について
第 25 回	2 月 16 日	課徴金と刑事罰の併科、違反金の算定方法について
第 26 回	2 月 28 日	課徴金の対象となる行為類型等について
第 27 回	3 月 16 日	審判の在り方について
第 28 回	3 月 29 日	行政調査（審査）手続等について議論
第 29 回	4 月 10 日	併科方式の下での違反金の在り方等について議論
第 30 回	4 月 24 日	違反金の対象とすべき行為類型について 審判制度の在り方について
第 31 回	5 月 15 日	矢野誠京大教授、柳川範之東大准教授からのヒアリング 行政調査（審査）手続の在り方等について
第 32 回	6 月 4 日	改正独占禁止法の施行状況 報告書（素案）について
第 33 回	6 月 7 日	報告書（素案）について
第 34 回	6 月 19 日	報告書（素案）について
第 35 回	6 月 26 日	報告書（案）について

## 「独占禁止法基本問題懇談会」の開催について

〔平成 17 年 7 月 1 日〕  
〔内閣官房長官決定〕

### 1. 趣 旨

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年 4 月 27 日法律第 35 号)の附則の規定に鑑み、独占禁止法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について必要な検討を行うため、内閣官房長官が高い識見を有する人々の参集を求め、「独占禁止法基本問題懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

### 2. 構成員

懇談会は、別紙(略)に掲げる有識者により構成し、内閣官房長官が開催する。

内閣官房長官は、有識者の中から懇談会の座長を依頼する。

懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3. 開催期間

懇談会は、おおむね月 1 回の頻度で、おおむね 2 年間、開催する。

### 4. 庶務

懇談会の庶務は、内閣府大臣官房において処理する。

(第 1 回会合資料 1 を再掲)